

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月30日

【発行者名】 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター ポール・レンチ
(Paul Wrench)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポ
ート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port,
Guernsey GY1 3NF, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
弁護士 十枝 美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ
ング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 十枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ
ング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外
国投資信託受益証券に係るファンド
の名称】 HSBC ユニ・フォリオ
(HSBC Uni-Folio)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

- () HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル(約408億5,500万円)を上限額とする。
- () HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル(約408億5,500万円)を上限額とする。
- () HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル(約408億5,500万円)を上限額とする。
ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約560億7,000万円)を上限額とする。
- () HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル(約408億5,500万円)を上限額とする。
ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約560億7,000万円)を上限額とする。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびユーロの円換算額は、平成23年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1米ドル=81.71円および1ユーロ=112.14円)による。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年1月31日に提出した有価証券届出書(平成23年4月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)の記載事項のうち一部の事項に訂正の必要が生じたので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

__部分は訂正箇所を示します。

表紙

< 訂正前 >

(前略)

届出の対象とした募集（売出）外国
投資信託受益証券の金額

- () HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆
国ドル(約408億5,500万円)を上限額とする。
- () HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆
国ドル(約408億5,500万円)を上限額とする。
- () HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド
ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約560
億7,000万円)を上限額とする。
- () HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆
国ドル(約408億5,500万円)を上限額とする。
ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約
560億7,000万円)を上限額とする。
- () HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆
国ドル(約408億5,500万円)を上限額とする。
ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約560
億7,000万円)を上限額とする。

(後略)

表紙

<訂正後>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国
投資信託受益証券の金額

- () HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆
国ドル(約408億5,500万円)を上限額とする。
- () HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆
国ドル(約408億5,500万円)を上限額とする。
- HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆
国ドル(約408億5,500万円)を上限額とする。
ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約
560億7,000万円)を上限額とする。
- HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆
国ドル(約408億5,500万円)を上限額とする。
ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約560
億7,000万円)を上限額とする。

(後略)

[次へ](#)

第一部 証券情報

<訂正前>

(1) ファンドの名称

HSBC ユニ・フォリオ(HSBC Uni-Folio)

(以下「ユニ・フォリオ」という。)

(注1) ユニ・フォリオは、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド、および The S3 キャピタル・プロテクション・ファンド(以下、それぞれを「ファンド」という。)の6本のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである。

なお、からを総称して「アドバンテージ・ファンズ」ということがある。

日本においては、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド、およびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドが募集される。

(注2) HSBC ジャパン・アドバンテージ・ファンド、HSBC US アドバンテージ・ファンド、HSBC アルファ・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC レバレッジド・アルファ・アドバンテージ・ファンドは平成21年7月31日付で償還した。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券である。(以下「受益証券」または「ファンド証券」という。)

受益証券は追加型である。

管理会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注) 上記の6本のファンドのうち、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券の2種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券の2種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドについては、ユーロ・クラス受益証券と米ドル・クラス受益証券の2種類が発行され、日本国内においては、ユーロ・クラス受益証券のみが募集される。HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、インスティテューショナル(米ドル)クラス受益証券の3種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、スターリング・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、スイスフラン・クラス受益証券、インスティテューショナル(円)クラス受益証券およびインスティテューショナル(スイスフラン)クラス受益証券の6種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。なお、各クラスの受益証券を「クラス証券」ということがある。

(3) 発行 (売出) 価額の総額

() HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約421億3,500万円)を上限額とする。

() HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約421億3,500万円)を上限額とする。

() HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約553億3,000万円)を上限額とする。

() HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約421億3,500万円)を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約553億3,000万円)を上限額とする。

() HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約421億3,500万円)を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約553億3,000万円)を上限額とする。

(中略)

(5) 申込手数料

申込手数料は、申込金額に以下の料率を乗じて得た額とする。

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050%(税抜き1.0%)

HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050%(税抜き1.0%)

(6) 申込単位

() HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

25,000米ドル以上 1米セント単位

() HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

25,000米ドル以上 1米セント単位

() HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド

25,000ユーロ以上 1ユーロ・セント単位

() HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス 25,000米ドル以上 1米セント単位

ユーロ・クラス 25,000ユーロ以上 1ユーロ・セント単位

() HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス 25,000米ドル以上 1米セント単位

ユーロ・クラス 25,000ユーロ以上 1ユーロ・セント単位

(後略)

<訂正後>

(1) ファンドの名称

HSBC ユニ・フォリオ(HSBC Uni-Folio)

(以下「ユニ・フォリオ」という。)

(注1) ユニ・フォリオは、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(以下、それぞれを「ファンド」という。)の4本のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである。

なお、からを総称して「アドバンテージ・ファンズ」ということがある。

日本においては、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド、およびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドが募集される。

(注2) HSBC ジャパン・アドバンテージ・ファンド、HSBC US アドバンテージ・ファンド、HSBC アルファ・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC レバレッジド・アルファ・アドバンテージ・ファンドは平成21年7月31日付、HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドは平成23年6月30日付で償還した。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券である。(以下「受益証券」または「ファンド証券」という。)

受益証券は追加型である。

管理会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注) 上記の4本のファンドのうち、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券の2種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券の2種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、インスティテューショナル(米ドル)クラス受益証券の3種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、スターリング・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、スイスフラン・クラス受益証券、インスティテューショナル(円)クラス受益証券およびインスティテューショナル(スイスフラン)クラス受益証券の6種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。なお、各クラスの受益証券を「クラス証券」ということがある。

(3) 発行(売出)価額の総額

()HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約421億3,500万円)を上限額とする。

()HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約421億3,500万円)を上限額とする。

()HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約421億3,500万円)を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約553億3,000万円)を上限額とする。

()HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約421億3,500万円)を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約553億3,000万円)を上限額とする。

(中略)

(5) 申込手数料

申込手数料は、申込金額に以下の料率を乗じて得た額とする。

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050%(税抜き1.0%)

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050%(税抜き1.0%)

(6) 申込単位

()HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

25,000米ドル以上 1米セント単位

()HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

25,000米ドル以上 1米セント単位

()HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス 25,000米ドル以上 1米セント単位

ユーロ・クラス 25,000ユーロ以上 1ユーロ・セント単位

()HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス 25,000米ドル以上 1米セント単位

ユーロ・クラス 25,000ユーロ以上 1ユーロ・セント単位

(後略)

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの形態

<訂正前>

各ファンドは、アンブレラ・ファンドであるユニ・フォリオのサブ・ファンドである。現在、6本のファンドが、ユニ・フォリオのサブ・ファンドとして存在する。

(中略)

ユニ・フォリオは、上場および非上場の株式、債券、オプション、ワラントおよびデリバティブを含むその他の投資証券への広範な投資を認められている6本のファンドで構成されている。HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドについては2種類の受益証券が発行され、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドについては3種類の受益証券が発行され、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては6種類の受益証券が発行される。各ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、各ファンドの別紙を参照のこと。

(後略)

<訂正後>

各ファンドは、アンブレラ・ファンドであるユニ・フォリオのサブ・ファンドである。現在、4本のファンドが、ユニ・フォリオのサブ・ファンドとして存在する。

(中略)

ユニ・フォリオは、上場および非上場の株式、債券、オプション、ワラントおよびデリバティブを含むその他の投資証券への広範な投資を認められている4本のファンドで構成されている。HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドについては2種類の受益証券が発行され、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドについては3種類の受益証券が発行され、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては6種類の受益証券が発行される。各ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、各ファンドの別紙を参照のこと。

(後略)

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

(前略)

2009年7月31日 HSBC ジャパン・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC US アドバンテージ
・ファンドの償還

< 訂正後 >

(前略)

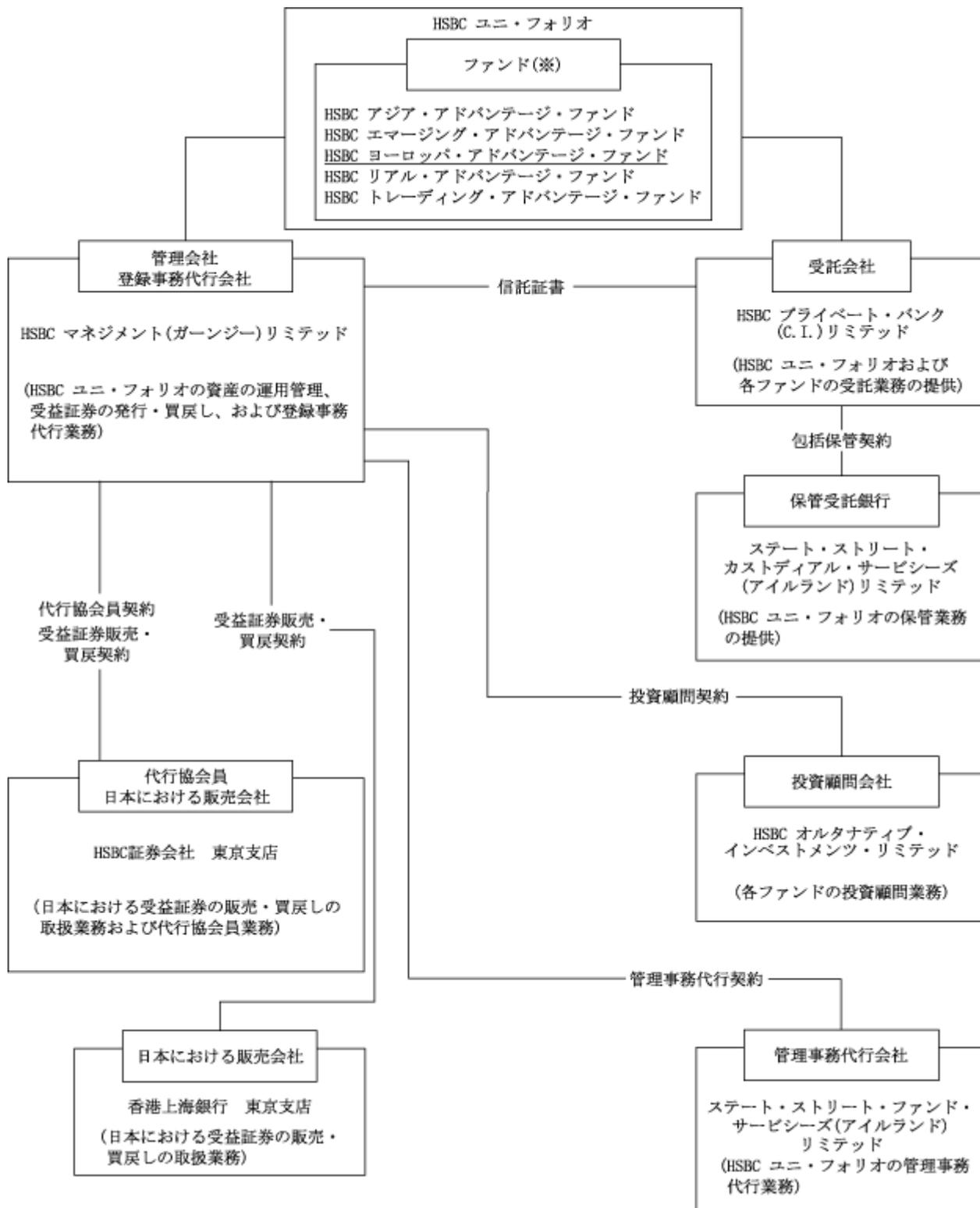
2009年7月31日 HSBC ジャパン・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC US アドバンテージ
・ファンドの償還

2011年6月30日 HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドの償還

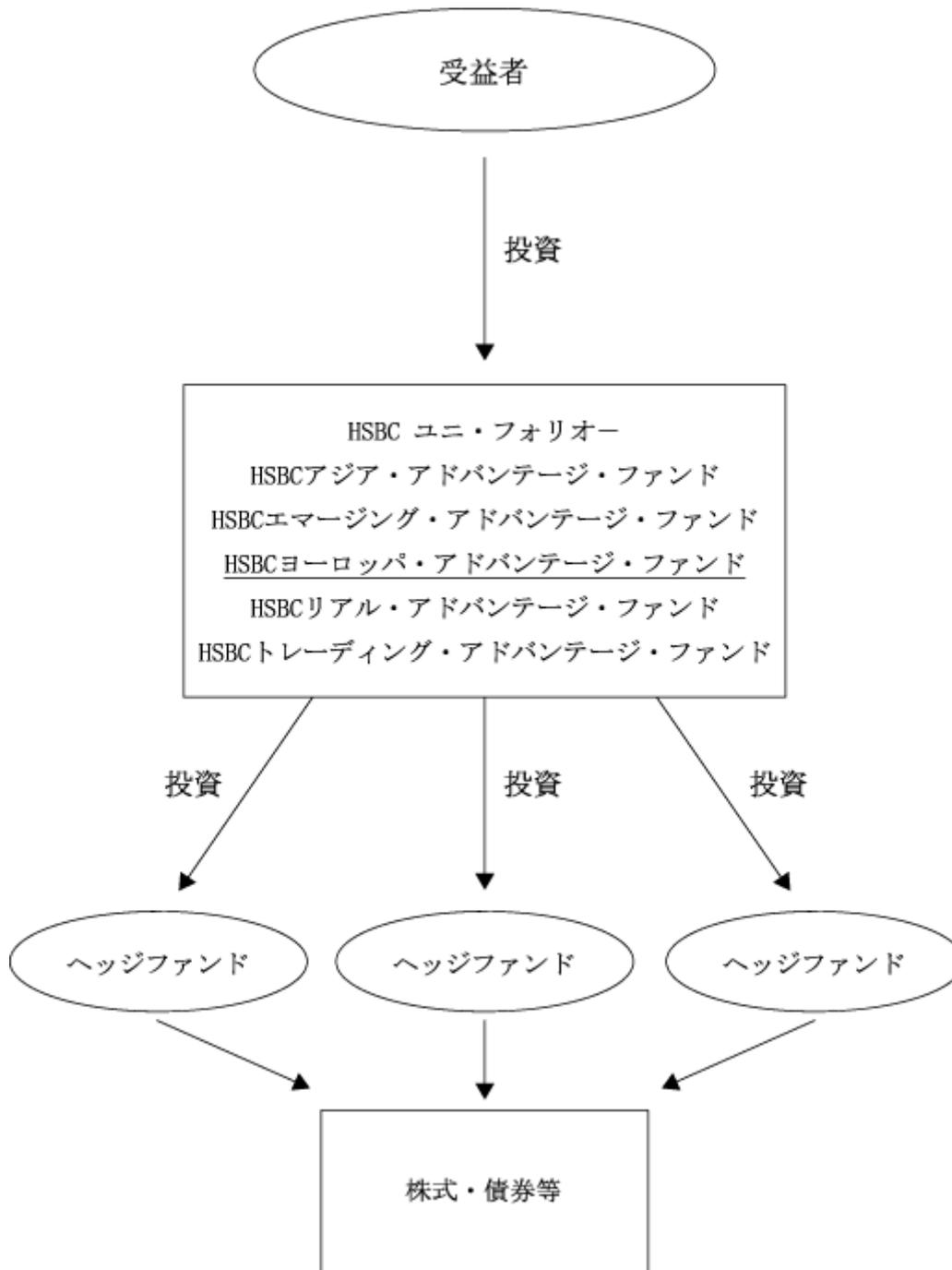
(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

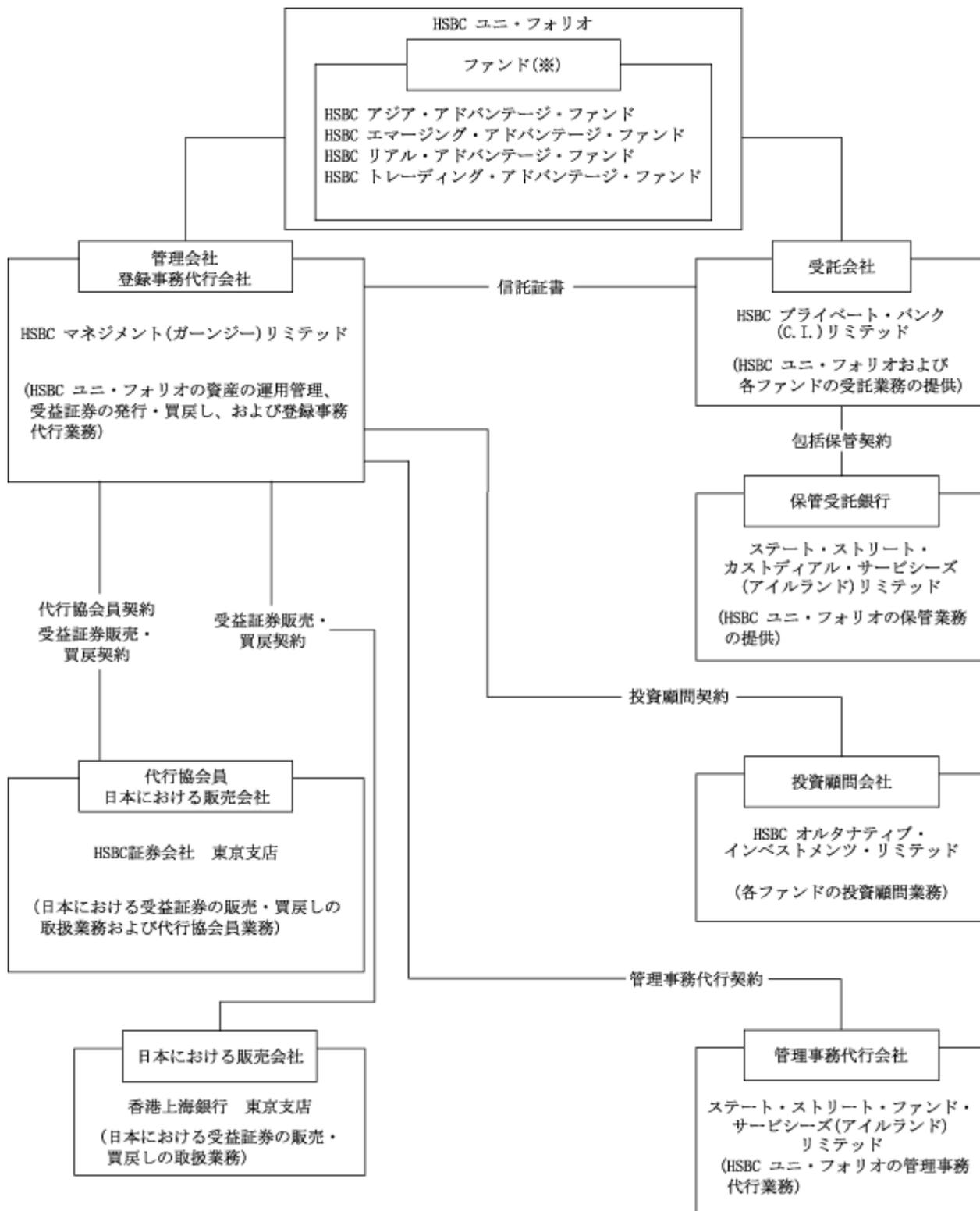
< 訂正前 >



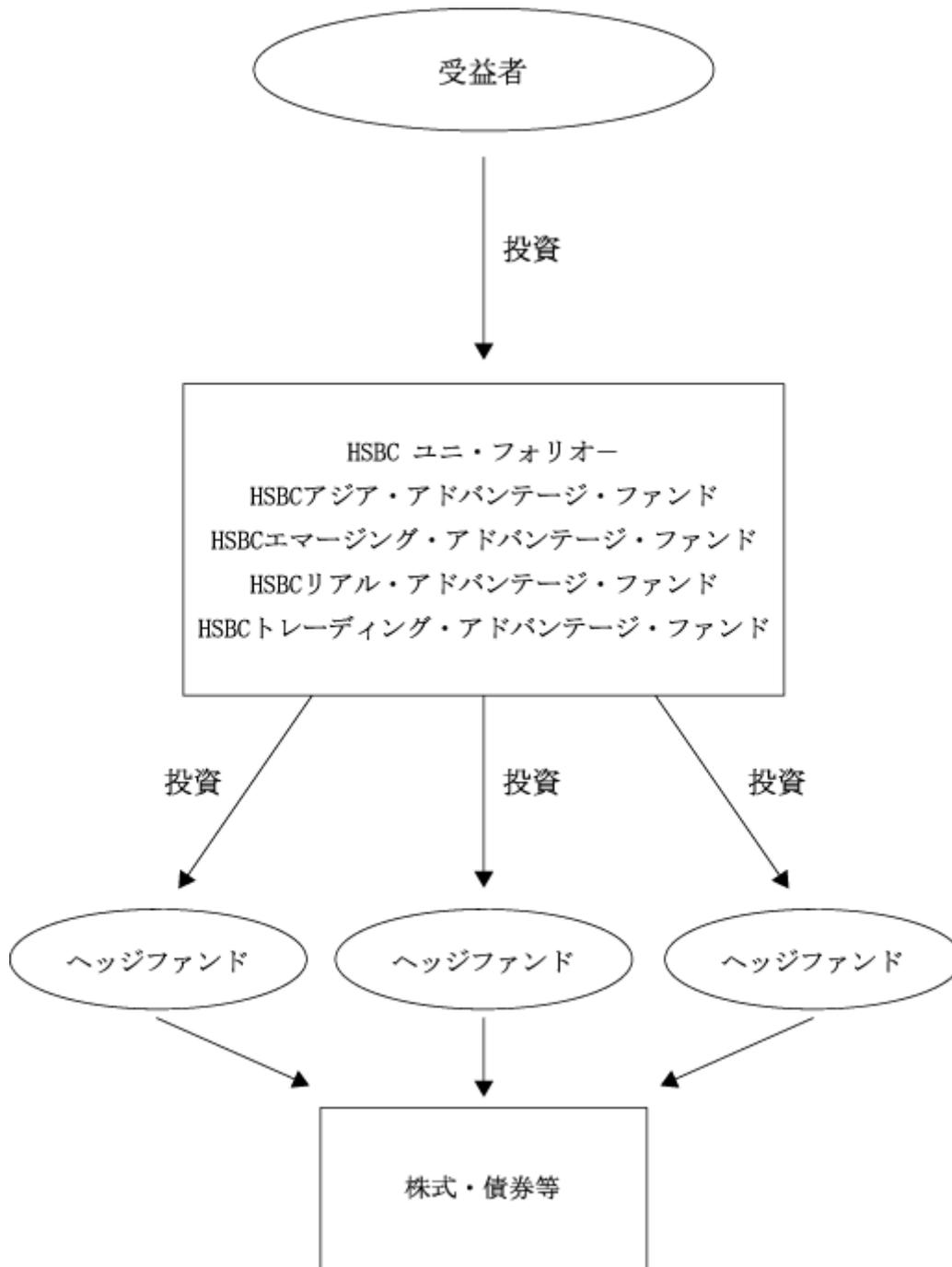
各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



< 訂正後 >



各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



< 訂正前 >

管理会社の概要

(前略)

() 資本金の額

資本金の額 2011年2月末日現在、100,000スターリング・ポンド(約1,314万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成23年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=131.44円)による。

() 会社の沿革

1986年9月25日設立。

() 大株主の状況

(2010年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
HSBC インベストメント・ホールディングス (ガーンジー)リミテッド (HSBC Investment Holdings(Guernsey) Limited)	ガーンジー, GY1 1EE, セント・ ピーター・ポート, パーク・スト リート, パーク・プレイス	99,999株	約100%

< 訂正後 >

管理会社の概要

(前略)

() 資本金の額

2011年2月末日現在、100,000スターリング・ポンド(約1,314万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成23年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=131.44円)による。

() 会社の沿革

1986年9月25日設立。

() 大株主の状況

(2011年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
HSBC インベストメント・ホールディングス (ガーンジー)リミテッド (HSBC Investment Holdings(Guernsey) Limited)	ガーンジー, GY1 1EE, セント・ ピーター・ポート, パーク・スト リート, パーク・プレイス	99,999株	約100%

(5) 開示制度の概要

日本における開示

< 訂正前 >

(イ) 監督官庁に対する開示

(中略)

() 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」という。)に従い、ユニ・フォリオにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ユニ・フォリオの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ユニ・フォリオの資産について、ユニ・フォリオの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が内閣府令に規定される重大なものである場合または他の信託と併合をしようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

(後略)

< 訂正後 >

(イ) 監督官庁に対する開示

(中略)

() 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」という。)に従い、ユニ・フォリオにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ユニ・フォリオの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ユニ・フォリオの資産について、ユニ・フォリオの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

(後略)

[前へ](#) [次へ](#)

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

別紙を参照のこと。

< 訂正後 >

別紙を参照のこと。

投資戦略

投資顧問会社は、各ファンドの別紙に記載される投資制限に従い、各ファンドの資産を複数の他の投資信託(以下「投資先ファンド」という。)に(後記「デュー・デリジェンス」の項に記載される方法で)配分する。選定プロセスでは、定性的判断および定量的手法が考慮される。投資顧問会社は、投資対象を定期的に見直し、必要な場合には配分を調整する。投資顧問会社は、新たな投資可能性を常に検討しつつ、選定した投資先ファンドの持続的な監視を行う。

各ファンドは、投資顧問会社により選定された投資先ファンドにその資産を配分することによりその投資目的を追求する。

直接投資と比較したファンド・オブ・ファンズ構造の主なメリットには、以下が含まれる。

各ファンド・マネジャーが異なる戦略を用いる複数の投資先ファンドに分散されたポートフォリオにより、個々の戦略から発生する特有のリスクを抑制する。

各ファンド・マネジャーが同一の戦略を用いる複数の投資先ファンドに分散されたポートフォリオにより、特定のファンド・マネジャーに伴う特有のリスクを抑制する。

集団投資手段により、投資者は、高額な必要最低投資額のために通常アクセスすることのできない投資先ファンドに投資することが可能となる。

主なデメリットは、以下のとおりである。

各投資先ファンドは、ファンド自体の費用の追加を要する独自の費用体系を有している。

分散投資による特有リスクの希薄化は、ファンドの最良投資によるパフォーマンスの希薄化を伴う。

デュー・デリジェンス

投資顧問会社は、(i)市場リスクまたは市場外リスクに対する体系的および持続的なエクスポージャーならびに(ii)リスクに対し高いパフォーマンスを提供する能力を評価する目的で、ファンド・マネジャーを特定し、調査し、監視する。かかる情報に基づき、投資顧問会社は、各ファンドの目的に対応する投資先ファンドで主に構成されるポートフォリオを構築し、維持する。かかる目的および投資方針により課される制限ならびに各ファンドの制限に従い、投資顧問会社は、様々な投資先ファンドへの資産の配分ならびに種々のファンド・マネジャー、戦略および投資モデルの利用を通じて各ファンドにつきバランスの取れたポートフォリオを構築するよう努める。

投資顧問会社は、特定の投資対象に伴う全体的な投資リスクを管理し、かつ、特定の戦略に伴うリスクに対する利回りを最適化するため、種々のリスクカテゴリーにファンドのリスクを分散させるべくあらゆる努力を行う。原則的に、各ファンドは、リスクおよび利回りにつき種々のパラメーターを有する。投資顧問会社は、規制により課されかつ自らが課す分散要件に従いファンドの投資目的および投資方針に最適であると自らが判断する資産配分戦略を構築するため、各ファンドにつき定性的評価および定量的評価の両方を用いる。かかる監視は、市況および/またはファンド・マネジャーに関する動向を考慮してファンドの資産の再配分を必要とすることがある。

投資顧問会社は、中期的に予想される一般的な金融市場の状況を考慮して魅力的な利回りを提供する可能性の高い戦略およびマネジャーを模索し、これらに配分を行う。投資顧問会社はまた、かかる命題への各コミットメントを考慮すべく、多くの投資先ファンドおよびファンド・マネジャーにファンドの資産を配分する予定である。

ファンド・マネジャーの評価

ファンド・マネジャーおよび/またはその投資先ファンドの評価において、投資顧問会社は、以下の要因を判断するよう努める。即ち、ファンド・マネジャーの適性および整合性、投資の適時性、ファンド・マネジャーの戦略の潜在的なパフォーマンスおよびファンド・マネジャーの投資スタイルである。かかる評価は、主に、ファンド・マネジャーの戦略、経験、用いられるリスク管理手法、報告の質、競争ポジション、他のファンド・マネジャーと比較した分散投資のメリットおよび組織構造に関する、定性的手法および定量的手法を用いたファンド・マネジャーの投資スタイルおよび戦略の分析は、その持続性に影響を及ぼす可能性の高い体系的または持続的な弱点を明らかにする。投資顧問会社は、投資リスクを最小限に抑え、ファンドの分散投資を高めるためにさらなるデュー・デリジェンスが必要となるか否かを判断する。

リスク管理および投資の監視

投資顧問会社は、各ファンドに関する各ファンド・マネジャーの適性、当該時点の市況と関係するファンドの戦略および各ファンドの投資目的との適合性ならびに投資戦略またはファンド・マネジャーの組織戦略に影響を及ぼすような変更が生じた場合におけるアセット・アロケーションの変更の必要性を判断するため、ファンド・マネジャーおよびファンドの資産が投資される投資先ファンドが活動する市場を調査する一方で、かかるファンド・マネジャーおよび投資先ファンドを積極的に監視するよう努める。

投資先ファンド

ファンドの資産は、一切の法域の法律に基づき設立され組織された共同株式会社、有限責任会社、信託、契約上の集団投資ピークルまたはその他の法主体の形態による投資信託に投資される。投資顧問会社による投資先ファンド(固定資本を有するか変動資本を有するかを問わない。)の評価においては、以下の2つの要因が決め手となる。即ち、(i)ファンドの全体的なポートフォリオとの関係を勘案して投資先ファンドの持分を売却、譲渡、または処分するファンドの能力、および(ii)ファンドの流動性特性により必要となることに従い、投資先ファンドにおける持分を定期的に評価することのできる可能性である。投資顧問会社は、直前の投資額を超えるコミットメントにファンドをさらすような投資を行わない。ファンドが投資することができる譲渡性のある証券および譲渡性のある商品には、株式、債券、ジャンク債、先物契約およびオプション、OTC通貨契約、様々な金融商品および証券、スワップ、債務証券、不動産投資、住宅ローン、新興市場債、スポット取引されている民間投資証券および伝統的または基本的なコモディティ、ターム、先物、オプションまたはスワップ市場が含まれるが、これらに限られない。ファンド・マネジャーは、上記の証券および商品への投資においてレバレッジを用いることができ、また特定のリスクをカバーし、または利回りを高めるためにデリバティブを用いることができる(後記「3 投資リスク」の項を参照のこと。)

オルタナティブ投資

伝統的な運用と比較したオルタナティブ投資運用

効率市場仮説および過度の資本リスクを負わない限り長期にわたり市場に勝つことは不可能であるとの考えに基づく伝統的な資産運用に比して、オルタナティブ資産運用戦略は、むしろ市場効率など存在しないとの原則に始まり、これに基づきより良いパフォーマンスの機会を提供する。オルタナティブ運用戦略の最近の特徴は、以下の通りである。

伝統的な運用は、主に株式および債券のロング・ポジションをとるポートフォリオの構築に重点を置くが、オルタナティブ運用は、ロング・ポジションおよびショート・ポジションの両方を用いる。また、オルタナティブ運用戦略では、ポジションをヘッジする目的か投機的な目的かを問わず、デリバティブ商品の利用は制限されない。

伝統的な資産運用では、レバレッジの利用はある程度までしか認められない。これに対し、オルタナティブな運用戦略では、かなり高度なレバレッジを行うことができる。

伝統的な運用方針で運用されるポートフォリオは、特定のベンチマーク(投資手法(指数連動型および/または安定運用)により指数または業界平均となる。)を上回ることを目的とする。したがって、パフォーマンスは、相対的なベースに基づき評価される。また、オルタナティブ運用は、市場が上昇しているか、安定しているか、または下降しているかを問わず、ダイナミックな投資手法を用いて常に利益を最大にすることを追求する。

伝統的な運用戦略は、オルタナティブ戦略と比べ、主要市場の指数とより密接に相関した利回りを生み出す傾向がある。

オルタナティブ投資手法は、他の資産クラスならびに投資対象、金融市場および経済情勢との相関性を低く維持することを目的とする。以下に、ファンドが投資する可能性の高いファンドにより用いられるオルタナティブ戦略の様々な投資スタイルを説明する。ただし、かかる説明は限定的ではなく、網羅的または完全となることが意図されるものではない。

投資顧問会社は、必要に応じて、ロングのみの投資戦略に追随するファンドに投資することを選択することがある。原則的に、投資顧問会社は、投資環境により正当化されると判断するのではない限り、多額の現金ポジションを保有することはない。

ジェネラル・アービトラージ

ジェネラル・アービトラージには、資本を自らの裁量により様々なアービトラージ戦略に配分する投資信託が含まれる。アービトラージ戦略は、関連商品または類似商品の間の価格差における変動またはアノマリーから利益を得ることを目的とする。アービトラージ取引の背後にある論理は、時価と認知された理論上のポジションまたは平衡ポジションの最終的な収束にある。特定の取引資産および種々の価格決定方法は、適用される方法が取引資産により大幅に異なることを意味する。転換社債、株式または債券等の証券は、かかる方法において最も良く取り扱われる資産である。リターンは価格差を部分的または完全に排除することにより得られ、また、債券取引から利益を得ることも同様に可能である。通常、取引は、僅かな価格差および僅かな利回りを伴い、多くの場合、特に価格の下落リスクが比較的低い場合に魅力的なリターン水準を達成することを目的としたレバレッジの利用を通じて拡大される。多くの投資信託が借入れに依拠することを考慮すると、確実な資金源および多額の信用枠は、この方法を用いるには必要不可欠となる。

転換社債アービトラージ

本戦略は、理論上の価格に関し適正に値付けされていないと判断される転換社債への投資を伴う。本戦略には、転換社債の購入（または空売り）およびその転換社債が転換される資産の空売り（または購入）を同時に行う取引が含まれる。かかる取引は、証券固有のリスクをカバーすることを目的とする。残される金利リスクはカバーされることもあり、カバーされないこともある。本戦略には、過小評価されたワラントの購入およびワラント発行体の適切数の株式の空売りも含まれることがある。

デリバティブ・アービトラージ

原則的に、デリバティブ・アービトラージには、通貨のロング・ポジション、ショート・ポジションまたはデリバティブ商品OTCポジションならびに関係するデリバティブ契約の原証券のロング・ポジションまたはショート・ポジションが含まれる。

株式アービトラージ

株式アービトラージには、通常、株式または株式デリバティブ商品のロング・ポジションおよびショート・ポジションが含まれる。ポジション全体的に市場変動に対し保護されることを目的とし、利回りは株式または株式デリバティブ商品から生み出される。

イベント・ドリブン型戦略

本戦略は、当該時点または将来の合併、会社再編または倒産等の事由の発生に集中される。かかる投資に関する成功のカギは、かかる事由の発生可能性およびその実現時期を認知する能力である。伝統的な市場との相関性は、通常、極めて高くなることはない。伝統的な戦略には、通常、合併アービトラージ、ディストレスト証券および「スペシャル・シチュエーション（特別な状況）」に基づく戦略が含まれる。

債券アービトラージ

債券アービトラージは、類似の利付証券間の価格差から利益を得ようとする。大部分のファンド・マネジャーは、定期的かつ安定的な利回りの達成を目的としてグローバルな投資環境で運営する。本カテゴリーには、金利スワップ、米国短期国債および米国非政府債のアービトラージ、国債先物のイールド・カーブのアービトラージならびに住宅ローン金利アービトラージが含まれる。住宅ローン債券市場は、主に米国における特に複雑な自由市場である。

合併アービトラージ

「リスク・アービトラージ」としても知られる本戦略には、レバレッジド・パイアウト、合併または敵対的株式公開買付等の企業間の取引中において発生する機会を掴むことが含まれる。ファンド・マネジャーは、入札の対象となっている発行体から株式を購入し、入札者の株式を空売りする。

統計アービトラージ

株価の変動は統計的にシミュレートできるとの考えに基づき、ファンド・マネジャーは、殆どリスクを伴わず、かつ、市場との相関性を有さない分析戦略を用いる。本手法は、検討中の株価の瞬間的な価格差から利益を得ることを可能とする。本戦略は、リスクを最小限に抑えつつ不適切な価格付けを利用することにより利益を得ることを目的とする。

ディストレスト証券アービトラージ

本戦略は、財政難にある企業の株式、著しく割安となっている債券または社債の購入に基づく。多くの場合、かかる企業は破産手続を開始しており、その買掛金およびその他の債務は破産機関の管理下にある。破産手続が一旦終了すると、投資先ファンドは、再編会社の株式を保有することができる。予想される利益は、割安となっている証券の本質的価値についての市場の無理解および大部分の機関投資家が投機的(投資不適格)級に格下げされた証券の保有ができないという事実により左右される。

ロング/ショート株式

本戦略は、一般的な市場リスクをカバーするため、過小評価されている株式の購入および過大評価されている株式の売却に関する一般的な取引条件で構成される。売買する株式の選定は、通常、定量的モデルおよび/または特定の証券に基づき行われる。ファンド・マネジャーは、市場リスクを排除する目的で、採用するロングおよびショートポジションの水準ならびにかかるポジションの管理方法につき各種の手法を用いることがある。

グローバル・マクロ

本戦略は、政府の金利政策が変更された場合に典型的に起こる世界経済の変動が、通貨市場、株式市場および債券市場に影響を与えることから、かかる変動から利益を得ることを目的とする。これらの投資先ファンドは、あらゆる主要市場、金融商品、通貨およびコモディティに投資することができる(必ずしもすべてをカバーするわけではない)。レバレッジおよびデリバティブの利用は、時価変動の効果を高める目的で許可される。これらは実際にはヘッジ目的で利用されるものの、本質的にはレバレッジ効果に対し行われる賭けであり、パフォーマンスに最も影響を与える場合が多い。

コモディティ取引アドバイザー - CTA

この種類の戦略の基本原則には、コモディティ取引アドバイザー(CTA)が残りの資本を現金で維持する一方で、資本の一部(10%~30%)をコモディティのデリバティブ(ロングおよびショート)に投資することが含まれる。各CTAは、独自のリスク管理戦略を有する。

(3) 運用体制

<訂正前>

(前略)

投資プロセス

投資プロセスは、一部利用可能な各種オルタナティブ投資戦略およびこれら戦略がボラティリティを軽減し、より堅調なリターンをもたらすために慎重な分散投資によりいかに混成できるかに関する徹底的調査を行う投資顧問会社に一部依拠している。各戦略毎に最良のファンド・マネジャーを選定でき、かつかかる選定を常時見直すことができることにも依拠しており、これにより、ファンド・マネジャーが予想されるリターンまたはその投資手法から逸脱する場合、またはより良いファンド・マネジャーが見出される場合、関係ポートフォリオ内で適切な変更を行うことができる。

(中略)

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等

(中略)

英文目論見書には、管理会社はステート・ストリート・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドとの間で管理事務代行契約を締結し、管理事務代行会社に一定の管理業務を委託している旨が記載されている。最終的な責任は管理会社にあり、管理会社は外部に委託した業務に関して責任を負う。受託会社はステート・ストリート・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッドを保管受託銀行に任命しており、資産および評価の会計システムを実質的に一つのプラットフォーム上で保有している。管理会社は保管受託銀行に対し定期的審査を行う。

<訂正後>

(前略)

投資プロセス

投資プロセスは、一部利用可能な各種オルタナティブ投資戦略およびこれら戦略がボラティリティを軽減し、より堅調なリターンをもたらすために慎重な分散投資によりいかに混成できるかに関する徹底的調査を行う投資顧問会社に一部依拠している。各戦略毎に最良のファンド・マネジャーを選定でき、かつかかる選定を常時見直すことができることにも依拠しており、これにより、ファンド・マネジャーが予想されるリターンまたはその投資手法から逸脱する場合、またはより良いファンド・マネジャーが見出される場合、関係ポートフォリオ内で適切な変更を行うことができる。

投資顧問会社は、資産のリスク管理において高度な専門性を有している。投資顧問会社は、結束力のあるチームにより効率的に活動している業績良好なITメディアに投資を行ってきた。かかるチームは、明確に定められた目標を有し、迅速に決定し、迅速に行為することのできる堅実なグループである。これらの質は、急速に変化し、厳格な構造が決定プロセスを妨げる金融市場界においては貴重である。豊富なリスク管理経験を伴う資産運用におけるかかる専門技術は、マルチ・マネジャー・ポートフォリオの積極的な取扱いにおいて競争優位となる。

前記「2 投資方針 (1) 投資方針 デュー・デリジェンス」の項に記載されるとおり、投資運用会社は、ファンド・マネジャーの定期的なデュー・デリジェンス調査を担当している。

投資顧問会社によるファンドの運用は、ティム・ガスコイン氏を始めとするオルタナティブ投資の専門家のグループにより行われる。

ティム・ガスコイン氏(公認会計士)は、投資顧問会社においてポートフォリオ管理につき責任を有している。同氏は、HSBCグループのために一任運用ヘッジ・ファンドの欧州における調査を手配する。同氏は、2006年2月28日現在で20億米ドル超を有していたHSBCグループのファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの投資決定を監視するオルタナティブ投資方針委員会のメンバーでもある。

(中略)

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等

(中略)

英文目論見書には、管理会社はステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドとの間で管理事務代行契約を締結し、管理事務代行会社に一定の管理業務を委託している旨が記載されている。最終的な責任は管理会社にあり、管理会社は外部に委託した業務に関して責任を負う。受託会社はステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドを保管受託銀行に任命しており、資産および評価の会計システムを実質的に一つのプラットフォーム上で保有している。管理会社は保管受託銀行に対し定期的審査を行う。

監視委員会

管理会社は、監視委員会に(i)ユニ・フォリオによる投資制限の遵守、(ii)ユニ・フォリオの資産の日々の運用、および(iii)投資顧問会社の活動を監視する責任を負わせている。監視委員会の業務は、管理会社、投資顧問会社および様々な業務提供業者がガーンジーの適用ある法令、定款および目論見書に常に従うことを確保することである。

監視委員会の業務には、投資戦略およびユニ・フォリオの投資方針の実施の監視が含まれ、投資顧問会社により日々行われるあらゆる投資判断を確認する。

監視委員会の当初のメンバーは、ポール・レンチ氏およびジョン・ベイカー氏である。

ポール・レンチ氏

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

チャンネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、

セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス

ポール・レンチ氏は、マネージング・ディレクターである。レンチ氏は、勅許会計士協会および銀行協会のメンバーでもある。

ジョン・ベイカー氏

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

チャンネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、

セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス

ジョン・ベイカー氏は、管理会社の「バリュエーション・マネジャー」である。

3 投資リスク

リスク要因

< 訂正前 >

(前略)

投資顧問会社および投資制限

(中略)

管理会社は、各投資顧問会社の業績を検討、監視し、また管理会社はその単独裁量で決定することがあるファンドに提供された投資アドバイス構成の変更を行う。あるファンドの投資顧問会社の変更については当該ファンドの受益証券所有者に対し通知されるが、かかる所有者は当該変更に関し議決権を付与されることはない。

< 訂正後 >

(前略)

投資顧問会社および投資制限

(中略)

管理会社は、各投資顧問会社の業績を検討、監視し、また管理会社はその単独裁量で決定することがあるファンドに提供された投資アドバイス構成の変更を行う。あるファンドの投資顧問会社の変更については当該ファンドの受益証券所有者に対し通知されるが、かかる所有者は当該変更に関し議決権を付与されることはない。

スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

上記の他、投資者は、下記の「さらなるリスク要因」に留意する必要がある。また、投資者は、各ファンドが通常高度な投資リスクを伴い、かつ、豊富な知識を有する投資者向けに限定されていることに留意されたい。投資者は、その資産の大部分を各ファンドに投資することは避けるべきである。

リング・フェンシング

ユニ・フォリオの約款に従い、各ファンドの資産は、「制限」または「留保」されている。これは、ユニ・フォリオに属する他のファンドの債務をカバーする目的でかかる資産を利用することができないことを意味する。

英国ヴァージン諸島に所在する企業の利用

各ファンドは、英国ヴァージン諸島で登録された全額出資子会社を通じて投資を行う。ファンドのために行われるあらゆる投資の投資対象は、かかる子会社により保有される。

さらなるリスク要因

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドはスイスで認可されているため、これらのファンドの投資者は、以下のさらなるリスク要因に留意されたい。

一般的リスク

投資を行おうとする者は、ユニ・フォリオへの投資には、投資全額を喪失するリスクを含む高度なリスクが伴うことに留意されたい。各ファンドは、証券、金融先物およびデリバティブ商品のボラティリティ、為替リスクおよび金利リスク、かかる市場および商品におけるトレーディングのレバレッジ効果ならびに相手方の不履行に起因する損失に対する潜在的エクスポージャー等のリスクを含む高度なリスクを伴う商品に投資し、これらを取引する可能性がある。投資プログラムが良好に達成されるとの保証はなく、投資目的が達成されるとの保証もない。ファンドの受益証券の価格および価額は変動し、受益証券の価額は当初の投資額を下回ることがある。

ファンドが投資する投資信託の選定および監視の際に厳格なデュー・デリジェンスが行われるものの、かかる投資先ファンドの従前のパフォーマンスは、いかなる方法によってもその将来のパフォーマンス(収益性の観点からか相関性の観点からかを問わない。)を保証するものであると解釈されるものではない。受益証券の買戻し時またはファンドが解散した場合、投資者は、投資全額を回収できなくなることがある。

各ファンドは、投機的な投資方針を追求する投資信託に投資することを目的とする。かかる投資先ファンドは、通常、「ヘッジ・ファンド」または「オルタナティブ投資」として知られるカテゴリーに属する。同様に、一連の投資対象には、コモディティの先物契約およびオプションならびに通貨または関係する金融商品の先物契約に投資する投資信託が含まれることがある。かかる投資先ファンドは、オプション権、先物契約または証券の空売り等の特殊な投資手法または取引技法を用いる可能性がある。各ファンドは、複数のファンド・マネジャーにより複数の投資スタイルで管理されている投資先ファンドを選定することにより、または複数のセクターに投資することにより、リスクを分散させるよう努める。

管理機関の不存在

各ファンドは、管理機関が投資先ファンドを全くまたは殆ど監視しない法域で設立された投資信託に投資する権限を授与されている。かかる場合、各ファンドは受益者の利益を保護するために他の保証が行われることを確保するものの、かかる保護は管理機関による監視と比べると効果が低くなる可能性がある。また、かかる監視または保護は、投資先ファンドに適用される投資リスクおよびリスク分散に関する指示の明確性に欠け、または投資方針の柔軟性に欠ける可能性がある。かかるリスクを最小限に抑えるため、投資先ファンドの選定基準に関するデュー・デリジェンス手続が確立されている(前記「2 投資方針(1) 投資方針 デュー・デリジェンス」の項参照)。

投資先ファンドの現金不足

投資顧問会社は合理的な期間内における投資証券または受益証券の買戻しを可能とする投資先ファンドを選定すべくあらゆる努力を行うものの、投資先ファンドによる投資が十分な流動性を有さず、買戻しが請求された場合に当該請求に迅速に応じられない可能性がある。現金不足は、ファンドの受益証券の流動性およびその投資対象の価額に影響を及ぼすことがある。

このため、買戻し請求の取扱いは、流動性の不足によりファンドにより保有される資産の純資産価額の算定が困難となる場合を含む例外的状況において繰り越され、その後これに起因して受益証券の発行および買戻しが停止されることがある（後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等」および「2 買戻し手続等」の項参照）。

成功報酬

管理会社に対し支払われる報酬の一部は、ファンドのパフォーマンスに基づく。管理会社は、ファンドの価額が上昇した場合、キャピタルゲイン（実現・未実現を問わない。）を計上する。

また、ファンドが投資する可能性のある投資先ファンドの特別の性質のため、多くの投資先ファンド（大部分でないとしても）は、そのファンド・マネジャーに対し成功報酬を支払う。かかる取決めの一部として、ファンド・マネジャーは、保有資産の価額が上昇した場合、損失が実現されまたはかかる資産の価額が下落したとしても不利益を被らずに、キャピタルゲイン（実現・未実現を問わない。）から利益を得ることができる。

報酬体系

各ファンドは、自らの管理費用、管理会社、投資顧問会社および受託会社に対し支払われる報酬ならびにファンドが投資した投資先ファンドからファンド・マネジャーその他の業務提供者に対し支払われる報酬の比例按分額を負担する。このため、ファンドの運営費用は、他の投資プランと比べて純資産価額に対しより高い割合を表章することがある。また、投資先ファンドにより用いられる戦略の中には、ポジションの頻繁な変更およびポートフォリオの過当取引を要求するものもある。これは、同様の規模の他の投資プランと比べてはるかに高額なブローカー報酬を発生させることがある。

投資を行おうとする者は、管理会社、投資顧問会社および受託会社に対し支払われる報酬の他、投資先ファンドからファンド・マネジャーに対し支払われる報酬もあるため、二重の報酬となることに留意されたい。

ファンドがHSBCグループにより運用される投資先ファンドに投資した場合には、かかる二重の報酬はない。

レバレッジ効果

ファンドが投資する投資先ファンドの中には、高度なレバレッジを用い、借入能力またはマージン・コミットメントの水準を制限されていないものもある。かかる投資信託により保有されるポジションの総額は、その純資産価額を超えることがある。かかるレバレッジは極めて高い全体的リターンを達成する可能性を提供するものの、同時にファンドのボラティリティを増加させ、投資全額を喪失するリスクを伴う。

空売り

ファンドは、証券の空売りをを行い、このため証券が理論上到達することのできる最大価格に上限がないため、投資資産を無限のリスクにさらす投資信託に投資を行うことがある。ファンドが投資先ファンドを通じて空売りを利用する場合、ファンド自体の損失は、当該投資先ファンドへの投資額に限定される。

保管銀行の不存在

ファンドの資産が投資される投資先ファンドの中には、銀行に代えてブローカーを利用するものもある。かかるブローカーは、銀行の信用力と同一の概念を有していない可能性がある。また、規制された環境で運営される保管銀行とは異なり、ブローカーは、法的監視要件には従わず預託者としてのみ行為する。

利益相反

ファンドとファンドの運用におけるアドバイザーとして関与する個人もしくは会社および/またはファンドにより利用される投資先ファンドのファンド・マネジャーとの間で、利益相反が生じることがある。投資先ファンドのファンド・マネジャーは、通常、ファンドが投資した投資信託により行われる投資と同様の投資を行う他の顧客の資産も運用する。したがって、かかる顧客は、同一の契約または投資につき競合する可能性があり、各顧客に関する投資または利用可能な機会は通常公平に配分されるものの、かかる配分手法の中には、売買される投資対象に関する支払価格もしくは取得価格または売買される持分高に悪影響を及ぼすものもある可能性がある。

また、ファンドの取締役、他の顧客およびファンドが投資する多くの投資先ファンドに対し助言、保管およびその他の業務を提供する権限が授与されているHSBCグループにより提供される他の業務は、それ自体が利益相反の原因となることがある。

同様に、ファンド・マネジャーの中には、自らの投資先ファンドの資本を保有するものもある。このため、投資先ファンドにおける利益相反を排除することができない。

ファンドによる投資の性質

投資顧問会社が投資対象およびファンドが資産を配分した投資先ファンドの取引活動を管理する試みを行うものの、投資判断は、通常、投資先ファンドにより独自に行われる。したがって、ファンド・マネジャーは、同一業界もしくは同一国における同一の証券もしくは銘柄においてまたは同一の通貨もしくはコモディティにおいて同時にポジションをとる可能性がある。したがって、ある投資先ファンドは、他の投資先ファンドがある商品の売却を決定した時期と殆ど同時期に当該商品の購入を決定する可能性もある。ファンド・マネジャーの選定が運用手法の実際の分散または投資先ファンドにより取られるポジションの体系的な処理をもたらすとの保証はない。

ファンドの資産は、当初の投資戦略にコモディティの先物契約および/または金融先物もしくは通貨の投機を含む投資先ファンドに分配される可能性もある。コモディティおよび通貨の先物契約の価格は、要求されるマージンレベルが低いため極めて変動的となる可能性がある。先物契約の会計には、通常、極めて高度なレバレッジが含まれる。このため、先物契約における比較的小さい価格変動が投資者にとり多大な損失または利益をもたらす可能性がある。同様に、投資先ファンドの中には、その資産の大部分をオプション権およびその他のレバレッジ商品に投資するものもあり、この場合、株式または投資先コモディティにおける比較的小さい変動が多大な損失または利益をもたらす可能性がある。

投資先ファンドのファンド・マネジャーが用いることのできる戦略および技法は殆ど制限されない。

ファンドは、その分散された投資対象のため、他の通貨で保有する資産に伴う為替リスク、他の法域において投資した資産に伴う会計リスク、ファンドが投資し、かつ、経済上もしくは政治上の困難または社会問題が生じやすい国において保有される投資信託の資産に影響を及ぼす政治上、社会上および経済上のリスクを含むその他のリスクを負う可能性がある。上記のリスク要因のリストは、発生しうるリスクの包括的なリストとなることが意図されるものではない。投資を行おうとする者は、ファンドに投資するか否かを決定する前に本書全体を一読し、自らが必要と判断する他の情報を十分に検討されたい。投資を行おうとする者は、自らが本書の内容を十分に理解することを確保しなければならない。

ユニ・フォリオの受益証券への投資は、上記の手法によりもたらされるリスクおよび利益を受け入れる用意のある投資者に対してのみ適切となる。

子会社の利用 (特定目的ビークル)

ファンドの資産は、ファンドが100%の持分を有し、かつ、その運用がポートフォリオ・ファンド・マネジャーにより保証されている個別の法主体 (子会社) において保有されることがある。かかる子会社は、通常、海外の法域 (例えば英国ヴァージン諸島 (BVI)) で設立される。かかる法域において適用される法律は、子会社による第三者へのコミットメントに関する当該子会社とその株主との間の完全な法的分離の原則を認める。ただし、例外的に、子会社により行われたコミットメントにつきファンドが責任を負うというリスクが存在する。管理会社は、ポートフォリオ・ファンド・マネジャーとの間で締結する契約に特定の契約規定を含めることによりかかる内在リスクを最小限に抑えるあらゆる努力を行う。

リスクに対する管理体制

<訂正前>

リスクは複合的な側面を有していることから、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(ユニ・フォリオの6サブ・ファンドの投資顧問会社)は、全体的なアプローチによるリスク管理を行っている。ポートフォリオの損失は、投資先ファンドおよびポートフォリオのレベルにおける、または予想外の世界的な事象による、相互依存的な一連の要因から生じる可能性がある。投資顧問会社は、戦略的投資配分、投資先ファンドの取捨選択およびポートフォリオ構築の過程において、投資顧問会社の投資運用チームによる積極的なリスク管理を通じて、かかるリスクの管理に努める。さらに、潜在的な利害関係の対立を排除するために、最高運営責任者への報告義務があるミドル・オフィスにより、運用チームから独立して、ポートフォリオに関する正規のガイドラインおよび制限の遵守が検証される。投資顧問会社のリスク管理プロセスは、ヘッジファンドへの豊富な投資経験、十分に設備の整ったグローバル・リサーチ・プラットフォーム、ならびに包括的な一連の固有リスク管理とポートフォリオ構築の手段によってサポートされている。

<訂正後>

リスクは複合的な側面を有していることから、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(ユニ・フォリオの4サブ・ファンドの投資顧問会社)は、全体的なアプローチによるリスク管理を行っている。ポートフォリオの損失は、投資先ファンドおよびポートフォリオのレベルにおける、または予想外の世界的な事象による、相互依存的な一連の要因から生じる可能性がある。投資顧問会社は、戦略的投資配分、投資先ファンドの取捨選択およびポートフォリオ構築の過程において、投資顧問会社の投資運用チームによる積極的なリスク管理を通じて、かかるリスクの管理に努める。さらに、潜在的な利害関係の対立を排除するために、最高運営責任者への報告義務があるミドル・オフィスにより、運用チームから独立して、ポートフォリオに関する正規のガイドラインおよび制限の遵守が検証される。投資顧問会社のリスク管理プロセスは、ヘッジファンドへの豊富な投資経験、十分に設備の整ったグローバル・リサーチ・プラットフォーム、ならびに包括的な一連の固有リスク管理とポートフォリオ構築の手段によってサポートされている。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

日本国内における申込手数料

< 訂正前 >

申込手数料は、申込金額に以下の料率を乗じた額である。

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050% (税抜き1.0%)

<訂正後>

申込手数料は、申込金額に以下の料率を乗じた額である。

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050% (税抜き1.0%)

(2) 買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料

<訂正前>

日本において、買戻し手数料は、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド、およびHSBCリアル・アドバンテージ・ファンドの四半期買戻しについては課せられないが、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドの月次買戻しについては、2%の買戻し手数料が管理会社の裁量により課せられる。

(後略)

<訂正後>

日本において、買戻し手数料は、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド、およびHSBCリアル・アドバンテージ・ファンドの四半期買戻しについては課せられないが、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドの月次買戻しについては、2%の買戻し手数料が管理会社の裁量により課せられる。

(後略)

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 管理報酬等

() 管理報酬および投資顧問会社の報酬

<訂正前>

(前略)

2010年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの管理報酬は、それぞれ777,000米ドル、548,000米ドル、265,000ユーロ、657,000米ドルおよび4,331,000米ドルであった。

(中略)

2010年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの投資顧問報酬は上記の管理報酬から支払われ、それぞれ282,514.77米ドル、199,214.11米ドル、99,718.62ユーロ、234,313.28米ドルおよび1,521,786.76米ドルであった。

<訂正後>

(前略)

2010年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの管理報酬は、それぞれ777,000米ドル、548,000米ドル、657,000米ドルおよび4,331,000米ドルであった。

(中略)

2010年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの投資顧問報酬は上記の管理報酬から支払われ、それぞれ282,514.77米ドル、199,214.11米ドル、234,313.28米ドルおよび1,521,786.76米ドルであった。

() 成功報酬

< 訂正前 >

(前略)

2010年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの成功報酬は、それぞれ0米ドル、0米ドル、0ユーロ、88,000米ドルおよび0米ドルであった。

< 訂正後 >

(前略)

2010年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの成功報酬は、それぞれ0米ドル、0米ドル、88,000米ドルおよび0米ドルであった。

() 受託報酬

< 訂正前 >

(前略)

2010年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの受託報酬は、それぞれ47,000米ドル、33,000米ドル、16,000ユーロ、40,000米ドルおよび272,000米ドルであった。

< 訂正後 >

(前略)

2010年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの受託報酬は、それぞれ47,000米ドル、33,000米ドル、40,000米ドルおよび272,000米ドルであった。

(4) その他の手数料等

< 訂正前 >

(前略)

2010年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドのその他の費用は、それぞれ57,000米ドル、41,000米ドル、43,000ユーロ、50,000米ドルおよび176,000米ドルであった。

< 訂正後 >

(前略)

2010年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドのその他の費用は、それぞれ57,000米ドル、41,000米ドル、50,000米ドルおよび176,000米ドルであった。

[前へ](#) [次へ](#)

5 運用状況

(1) 投資状況

< 訂正前 >

(前略)

() HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド

(2011年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(ユーロ)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	7,614,103.15	72.10
	ルクセンブルグ	2,004,853.59	18.98
	バーミューダ	1,468,670.81	13.91
	小計	11,087,627.54	104.99
現金その他の資産 (負債控除後)		-527,252.52	-4.99
合 計(純資産総額)		10,560,375.02 (約1,184百万円)	100.00

() HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド

(中略)

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

() HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド

(中略)

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(後略)

[前へ](#) [次へ](#)

(2) 投資資産

< 訂正前 >

(前略)

() HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド

(2010年10月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有口数 / 株数	取得原価(ユーロ)		時価(ユーロ)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	Polar Capital European Forager Fund limited	ケイマン諸島	投資信託	10,170.63	216.98	2,206,811.23	230.66	2,345,957.51	18.32
2	Lansdowne UK Equity Fund Limited	ケイマン諸島	投資信託	5,390.32	283.97	1,530,698.90	407.04	2,194,053.60	17.13
3	Meditor European Hedge Fund Limited	バーミューダ	投資信託	7,374.68	202.20	1,491,183.93	263.14	1,940,573.55	15.15
4	Alphagen Volantis Fund Limited	ケイマン諸島	投資信託	10,452.69	138.54	1,448,121.36	163.97	1,713,879.18	13.38
5	Bluebay Value Recovery Fund Ltd Euro S Class - GSY	ケイマン諸島	投資信託	11,758.47	111.86	1,315,352.04	109.54	1,288,022.88	10.06
6	Fortelus Special Situations Fund Series 01-0 8	ケイマン諸島	投資信託	669.16	997.83	667,711.40	1,700.14	1,137,666.41	8.88
7	Fortelus Special Situations Fund Series 04-07	ケイマン諸島	投資信託	613.98	987.75	606,453.39	1,737.35	1,066,687.12	8.33
8	Exane Archimedes Fund	ルクセンブルグ	投資信託	68.43	14,613.69	999,999.98	14,647.49	1,002,312.79	7.83
9	OZ Europe Overseas Fund II, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	926.72	480.61	445,386.66	651.51	603,763.91	4.71
10	Jandakot Leveraged Fund	ケイマン諸島	投資信託	1,617.91	70.71	114,404.71	36.14	58,474.95	0.46
11	Fortelus Special Situations Fund Series SP5	ケイマン諸島	投資信託	328.60	810.67	266,382.43	151.26	49,704.98	0.39
12	Fortelus Special Situations Fund Series SP5 E	ケイマン諸島	投資信託	165.38	808.47	133,707.51	150.87	24,951.01	0.19
13	Fortelus Special Situations Fund Series SP2	ケイマン諸島	投資信託	25.09	594.96	14,928.15	339.83	8,526.67	0.07
14	Fortelus Special Situations Fund Series SP4	ケイマン諸島	投資信託	8.10	912.56	7,395.40	1,039.73	8,425.95	0.07
15	Henderson European Absolute Return Fund Limited	ケイマン諸島	投資信託	109.50	305.98	33,505.20	-	-	0.00

() HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド

(中略)

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

() HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド

(中略)

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(後略)

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 運用実績

純資産の推移

< 訂正前 >

(前略)

() HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド

	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	千ユーロ	百万円	クラス	ユーロ	円
第四会計年度末 (2001年7月末日)					
第五会計年度末 (2002年7月末日)					
第六会計年度末 (2003年7月末日)					
第七会計年度末 (2004年7月末日)	32,873	3,686	EUR	106.50	11,943
第八会計年度末 (2005年7月末日)	36,106	4,049	EUR	117.87	13,218
第九会計年度末 (2006年7月末日)	48,510	5,440	EUR	126.87	14,227
第十会計年度末 (2007年7月末日)	60,564	6,792	EUR	144.50	16,204
第十一会計年度末 (2008年7月末日)	38,279	4,293	EUR	135.04	15,143
第十二会計年度末 (2009年7月末日)	16,554	1,856	EUR	124.57	13,969
第十三会計年度末 (2010年7月末日)	13,929	1,562	EUR	129.15	14,483
2009年11月末日	16,568	1,858	EUR	134.31	15,062
12月末日	16,643	1,866	EUR	132.67	14,878
2010年1月末日	16,964	1,902	EUR	134.06	15,033
2月末日	17,059	1,913	EUR	134.84	15,121
3月末日	16,013	1,796	EUR	136.30	15,285
4月末日	15,692	1,760	EUR	135.90	15,240
5月末日	15,694	1,760	EUR	132.91	14,905
6月末日	15,094	1,693	EUR	129.55	14,528
7月末日	13,929	1,562	EUR	129.15	14,483
8月末日	13,906	1,559	EUR	128.25	14,382
9月末日	12,886	1,445	EUR	129.49	14,521
10月末日	12,805	1,436	EUR	130.56	14,641
11月末日	13,030	1,461	EUR	130.93	14,682
12月末日	12,061	1,353	EUR	132.39	14,846
2011年1月末日	11,709	1,313	EUR	131.27	14,721
2月末日	10,560	1,184	EUR	131.33	14,727

(注1) HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドの運用は、2003年4月30日に開始された。

(注2) 「クラス」欄の「EUR」とは、ユーロ・クラス受益証券のことをいう。

(注3) 上記の純資産総額は、千ユーロ未満を四捨五入して作成されており、千ユーロ未満を切り捨てて作成されている財務書類の数値とは異なる場合がある。

() HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド

(中略)

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

() HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド

(中略)

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(後略)

< 参考情報 >

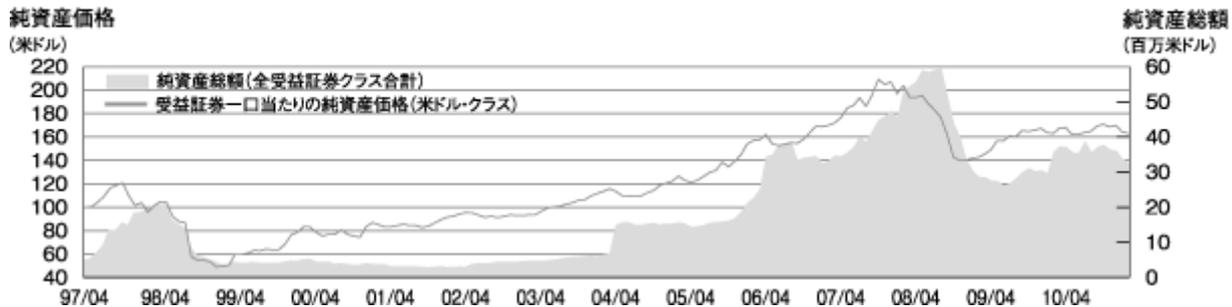
■ 純資産総額および受益証券一口当たり純資産価格の推移

< 訂正前 >

(前略)

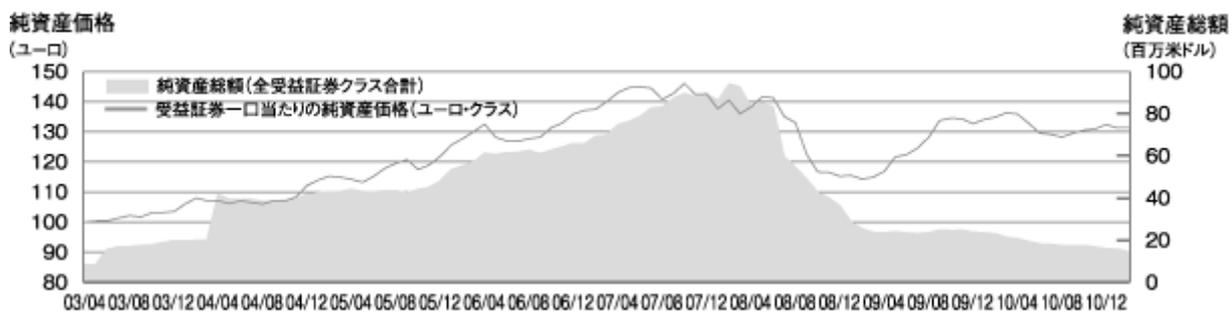
■ HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド (米ドル・クラス)

(1997年4月1日から2011年2月28日まで)



■ HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド (ユーロ・クラス)

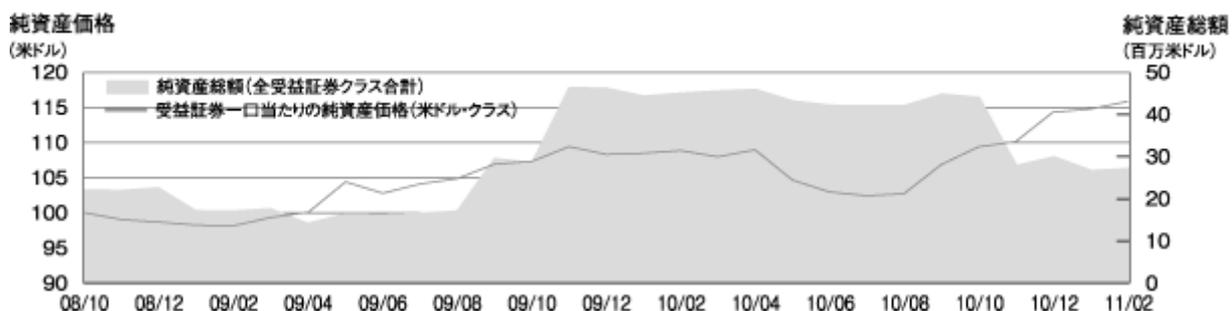
(2003年4月30日から2011年2月28日まで)



(注) ユーロの米ドル換算額は、管理事務代行会社により各評価日の為替レートを使用して計算されている。

■ HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド (米ドル・クラス)

(2008年10月31日から2011年2月28日まで)



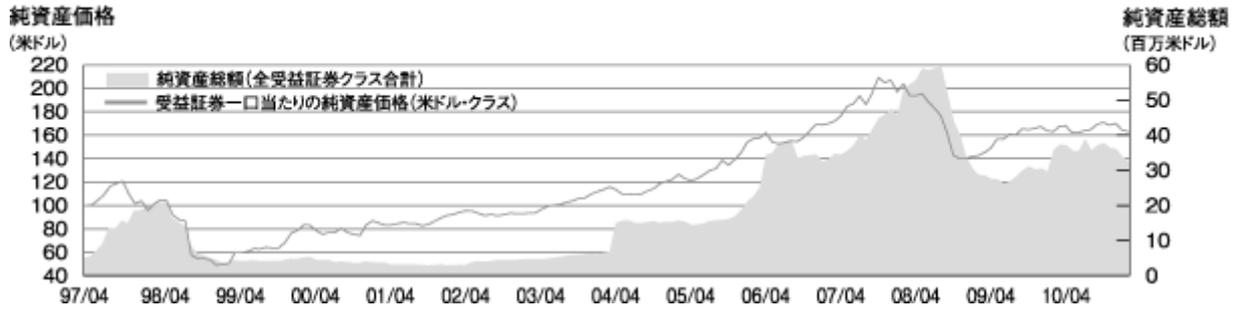
(後略)

< 訂正後 >

(前略)

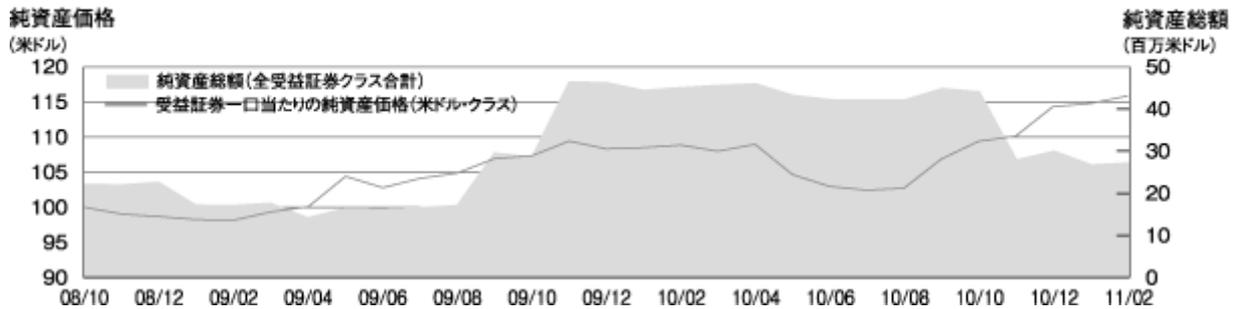
■ HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド (米ドル・クラス)

(1997年4月1日から2011年2月28日まで)



■ HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド (米ドル・クラス)

(2008年10月31日から2011年2月28日まで)



(後略)

[前へ](#) [次へ](#)

分配の推移

< 訂正前 >

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCリアル・アドバンテージ・ファンド、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドは、いずれも分配金相当額を再投資する累積型であり、分配の推移について該当事項はない。別紙を参照のこと。

< 訂正後 >

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドは、いずれも分配金相当額を再投資する累積型であり、分配の推移について該当事項はない。別紙を参照のこと。

収益率の推移

<訂正前>

(前略)

()HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)

会計年度	前会計年度末の一口当たり 純資産価格(ユーロ)	会計年度末の一口当たり 純資産価格(ユーロ)	収益率(%)
第四会計年度			
第五会計年度			
第六会計年度			
第七会計年度	100.00	106.50	6.50
第八会計年度	106.50	117.87	10.68
第九会計年度	117.87	126.87	7.64
第十会計年度	126.87	144.50	13.90
第十一会計年度	144.50	135.04	-6.55
第十二会計年度	135.04	124.57	-7.75
第十三会計年度	124.57	129.15	3.68

()HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド

(中略)

()HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(中略)

計算期間：2010年3月1日～2011年2月末日

	受益証券のクラス	2010年2月末日現在の 一口当たり純資産価格(b)	2011年2月末日現在の 一口当たり純資産価格(a)	収益率(%)
HSBCアジア・アドバン テージ・ファンド	米ドル・クラス	180.84	186.16	2.94
HSBCエマージング・アド バンテージ・ファンド	米ドル・クラス	163.00	163.10	0.06
HSBCヨーロッパ・アドバ ンテージ・ファンド	ユーロ・クラス	134.84	131.33	-2.60
HSBCリアル・アドバン テージ・ファンド	米ドル・クラス	108.87	115.85	6.41
	ユーロ・クラス	108.75	115.00	5.75
HSBCトレーディング・アド バンテージ・ファンド	米ドル・クラス	137.99	154.71	12.12
	ユーロ・クラス	125.03	139.30	11.41

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2011年2月末日現在の一口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2010年2月末日現在の一口当たり純資産価格(分配額の額)

< 訂正後 >

(前略)

(〓) HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド

(中略)

(〓) HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(中略)

計算期間：2010年3月1日～2011年2月末日

	受益証券のクラス	2010年2月末日現在の 一口当たり純資産価格(b)	2011年2月末日現在の 一口当たり純資産価格(a)	収益率(%)
HSBCアジア・アドバン テージ・ファンド	米ドル・クラス	180.84	186.16	2.94
HSBCエマージング・アド バンテージ・ファンド	米ドル・クラス	163.00	163.10	0.06
HSBCリアル・アドバン テージ・ファンド	米ドル・クラス	108.87	115.85	6.41
	ユーロ・クラス	108.75	115.00	5.75
HSBCトレーディング・アド バンテージ・ファンド	米ドル・クラス	137.99	154.71	12.12
	ユーロ・クラス	125.03	139.30	11.41

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2011年2月末日現在の一口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2010年2月末日現在の一口当たり純資産価格(分配額の額)

[前へ](#) [次へ](#)

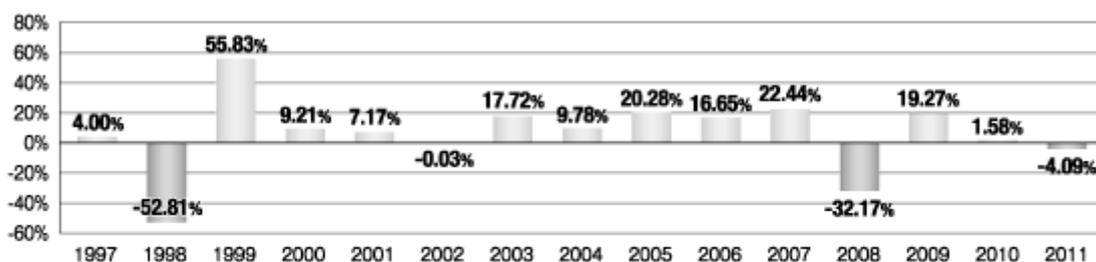
< 参考情報 >

■ 年間収益率の推移

< 訂正前 >

(前略)

■ HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド（米ドル・クラス）

(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2011年については、2011年2月末日の受益証券一口当たり純資産価格

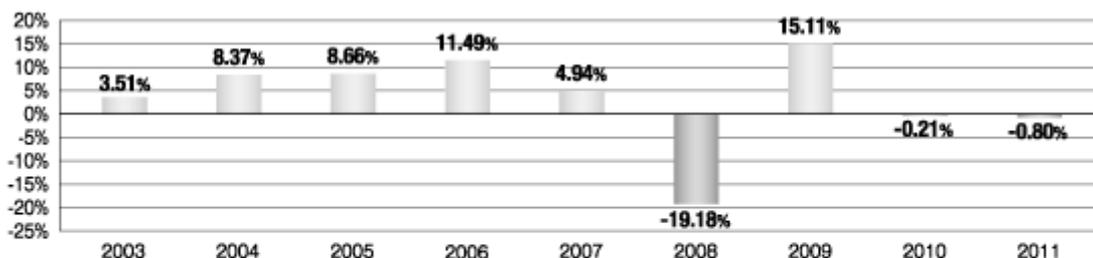
b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、1997年については、当初申込期間の申込価格（100米ドル）

(注2) 1997年については、運用開始日（1997年4月1日）から1997年12月31日までの収益率。

2011年については、2011年1月1日から2011年2月末日までの収益率。

■ HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド（ユーロ・クラス）

(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2011年については、2011年2月末日の受益証券一口当たり純資産価格

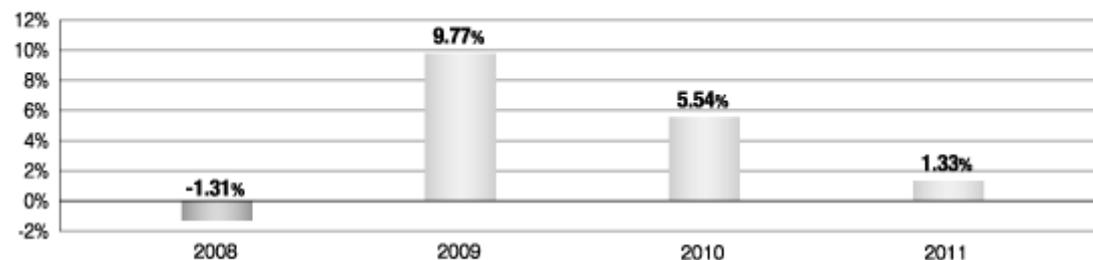
b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、2003年については、当初申込期間の申込価格（100米ドル）

(注2) 2003年については、運用開始日（2003年4月30日）から2003年12月31日までの収益率。

2011年については、2011年1月1日から2011年2月末日までの収益率。

■ HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド（米ドル・クラス）

(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2011年については、2011年2月末日の受益証券一口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、2008年については、当初申込期間の申込価格（100米ドル）

(注2) 2008年については、運用開始日（2008年10月31日）から2008年12月31日までの収益率。

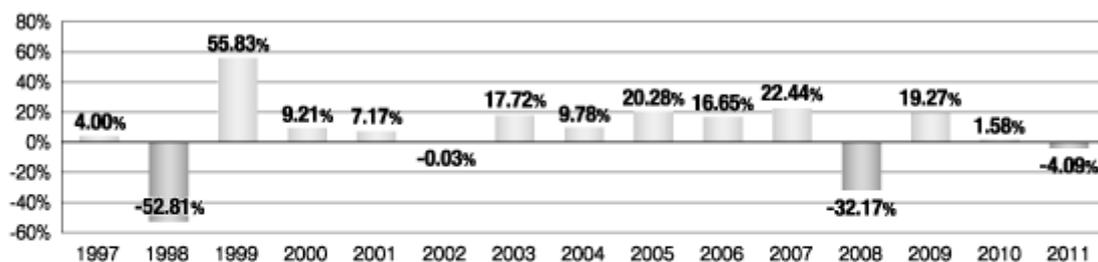
2011年については、2011年1月1日から2011年2月末日までの収益率。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

■ HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド (米ドル・クラス)

(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2011年については、2011年2月末日の受益証券一口当たり純資産価格

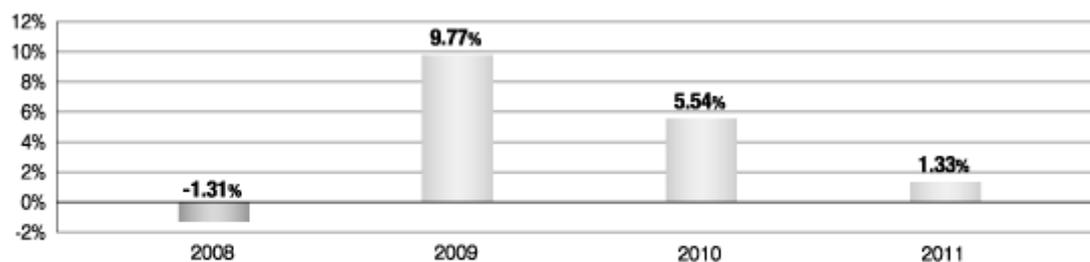
b = 当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格 (分配落の額)

ただし、1997年については、当初申込期間の申込価格 (100米ドル)

(注2) 1997年については、運用開始日 (1997年4月1日) から1997年12月31日までの収益率。

2011年については、2011年1月1日から2011年2月末日までの収益率。

■ HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド (米ドル・クラス)

(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2011年については、2011年2月末日の受益証券一口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格 (分配落の額)

ただし、2008年については、当初申込期間の申込価格 (100米ドル)

(注2) 2008年については、運用開始日 (2008年10月31日) から2008年12月31日までの収益率。

2011年については、2011年1月1日から2011年2月末日までの収益率。

(後略)

[前へ](#) [次へ](#)

(4) 販売及び買戻しの実績

< 訂正前 >

(前略)

()HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第七会計年度	120,354.49 (0)	35,917.73 (0)	84,436.76 (0)
第八会計年度	42,709.36 (0)	13,351.83 (0)	113,794.29 (0)
第九会計年度	112,454.79 (314.52)	19,853.18 (0)	206,395.90 (314.52)
第十会計年度	84,144.61 (33,151.15)	42,395.62 (0)	248,144.89 (33,465.67)
第十一会計年度	52,232.71 (6,898.62)	117,208.34 (0)	183,169.26 (40,364.29)
第十二会計年度	111.07 (0)	110,861.56 (27,388.38)	72,418.77 (12,975.91)
第十三会計年度	1,888.28 (0)	17,100.53 (4,306.33)	57,206.52 (8,669.58)

()HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

(中略)

()HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

(中略)

2011年2月末日前1年間における各ファンドの販売および買戻しの実績ならびに2011年2月末日における発行済口数は、次の通りである。

	受益証券のクラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド	米ドル・クラス	72,686.32 (1,119.75)	83,045.38 (0)	243,472.05 (2,580.12)
HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド	米ドル・クラス	34,511.44 (0)	66,667.41 (0)	154,404.03 (220.43)
HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド	ユーロ・クラス	3,633.98 (0)	24,049.76 (7,752.52)	44,407.68 (4,823.52)
HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド	米ドル・クラス	27,180.24 (0)	123,524.66 (0)	169,199.42 (0)
	ユーロ・クラス	16,946.78 (0)	78,560.28 (0)	48,570.09 (969.46)
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド	米ドル・クラス	367,857.69 (3,323.92)	323,129.85 (63,069.70)	1,226,064.59 (306,613.67)
	ユーロ・クラス	81,413.57 (973.77)	80,565.71 (0)	184,643.09 (2,257.38)

(注1) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 上記の販売口数、買戻口数および発行済口数には、2011年2月28日付の取引口数は含まれていない。

< 訂正後 >

(前略)

() HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド (米ドル・クラス)

(中略)

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド (米ドル・クラス)

(中略)

2011年2月末日前1年間における各ファンドの販売および買戻しの実績ならびに2011年2月末日における発行済口数は、次の通りである。

	受益証券のクラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド	米ドル・クラス	72,686.32 (1,119.75)	83,045.38 (0)	243,472.05 (2,580.12)
HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド	米ドル・クラス	34,511.44 (0)	66,667.41 (0)	154,404.03 (220.43)
HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド	米ドル・クラス	27,180.24 (0)	123,524.66 (0)	169,199.42 (0)
	ユーロ・クラス	16,946.78 (0)	78,560.28 (0)	48,570.09 (969.46)
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド	米ドル・クラス	367,857.69 (3,323.92)	323,129.85 (63,069.70)	1,226,064.59 (306,613.67)
	ユーロ・クラス	81,413.57 (973.77)	80,565.71 (0)	184,643.09 (2,257.38)

(注1) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 上記の販売口数、買戻口数および発行済口数には、2011年2月28日付の取引口数は含まれていない。

[前へ](#) [次へ](#)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(2) 日本における販売手続等

<訂正前>

(前略)

各ファンドの申込手数料は、発行価格に以下の料率を乗じて得た額とする。

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050%(税抜き1.0%)

HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050%(税抜き1.0%)

(後略)

<訂正後>

(前略)

各ファンドの申込手数料は、発行価格に以下の料率を乗じて得た額とする。

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050%(税抜き1.0%)

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050%(税抜き1.0%)

(後略)

2 買戻し手続等

(2) 日本における買戻し手続等

<訂正前>

(前略)

買戻請求書には、買い戻されるべき受益証券の口数を明記しなければならない。買戻単位は、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドについては、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドについては、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドについては、25,000ユーロを下回らない金額による受益証券の口数、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラス受益証券については、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドのユーロ・クラス受益証券については、25,000ユーロを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラス受益証券については、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドのユーロ・クラス受益証券については、25,000ユーロを下回らない金額による受益証券の口数とする。買戻請求により投資家が保有する受益証券の残高が当該ファンドの最低保有額を下回ることとなる場合、当該買戻請求は、その保有するすべての受益証券の買戻請求として取り扱われることがある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

買戻請求書には、買い戻されるべき受益証券の口数を明記しなければならない。買戻単位は、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドについては、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドについては、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラス受益証券については、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドのユーロ・クラス受益証券については、25,000ユーロを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラス受益証券については、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドのユーロ・クラス受益証券については、25,000ユーロを下回らない金額による受益証券の口数とする。買戻請求により投資家が保有する受益証券の残高が当該ファンドの最低保有額を下回ることとなる場合、当該買戻請求は、その保有するすべての受益証券の買戻請求として取り扱われることがある。

(後略)

[前へ](#) [次へ](#)

2 ファンドの現況

純資産額計算書

< 訂正前 >

(前略)

() HSBCヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド

(2010年10月末日現在)

	ユーロ	千円 (e . を除く。)
a. 資産総額	14,115,454.50	1,562,016
b. 負債総額	1,310,209.71	144,988
c. 純資産総額 (a-b)	12,805,244.79	1,417,028
d. 発行済口数	ユーロ・クラス 50,570.06	口
e. 一口当たり純資産価格	ユーロ・クラス 130.56	ユーロ 14,448円

() HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド

(中略)

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

() HSBCリアル・アドバンテージ・ファンド

(中略)

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(後略)

[前へ](#) [次へ](#)

第5 その他

<訂正前>

別紙A

ファンド概要

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラス

(中略)

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- ()市場リスク(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)
- ()信用リスク(1)、(2)、(3)
- ()流動性リスク(1)、(2)、(3)
- ()集中リスク(1)、(2)
- ()レバレッジ・リスク
- ()HSBCグループ開示
- ()投資顧問会社および投資制限

(後略)

<訂正後>

別紙A

ファンド概要

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラス

(中略)

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- ()市場リスク(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)
- ()信用リスク(1)、(2)、(3)
- ()流動性リスク(1)、(2)、(3)
- ()集中リスク(1)、(2)
- ()レバレッジ・リスク
- ()HSBCグループ開示
- ()投資顧問会社および投資制限
- ()スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

(後略)

<訂正前>

別紙B

ファンド概要

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラス

(中略)

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- ()市場リスク(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)
- ()信用リスク(1)、(2)、(3)
- ()流動性リスク(1)、(2)、(4)
- ()集中リスク(1)、(2)
- ()レバレッジ・リスク
- ()HSBCグループ開示
- ()投資顧問会社および投資制限

(後略)

<訂正後>

別紙B

ファンド概要

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラス

(中略)

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- ()市場リスク(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)
- ()信用リスク(1)、(2)、(3)
- ()流動性リスク(1)、(2)、(4)
- ()集中リスク(1)、(2)
- ()レバレッジ・リスク
- ()HSBCグループ開示
- ()投資顧問会社および投資制限
- ()スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

(後略)

<訂正前>

別紙C

ファンド概要

HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド - ユーロ・クラス

1 投資目的

主としてヨーロッパ市場におけるロング/ショート株式戦略を利用する多くのヘッジ・ファンドへの選り抜かれた投資により総合的な収益の提供を目指す。ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。

2 投資方針

インデックスに基づいて測定される、主としてヨーロッパ市場におけるロング/ショート株式戦略を利用するヘッジ・ファンドへの投資に伴うリスクと同程度の利回り水準の提供を目指す。ヨーロッパ市場におけるこれらの投資はフランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、ポーランド、ロシア、トルコおよび英国などの先進国および発展途上国を含むがこれらに限定されない。

ファンドが投資するヘッジ・ファンドはまた、マクロ、アービトラージおよびイベント・ドリブン戦略を含むがこれらに限定されない各種戦略を利用する。

いつでも、連結ベースでファンドの資産総額(銀行融資残高および最長12か月満期の一覧払いまたは要求払いレポ契約に起因する請求からなる流動資産を除く。)の最低3分の2は、直接的または間接的にヨーロッパ市場に本拠地を有する発行体、経済活動を主にヨーロッパ市場で行っている発行体または持株会社としてヨーロッパ市場に本拠地を有する企業の株式を保有している発行体の募集に投資される。

3 ベンチマーク

ユーロ3か月物LIBORプラス3.5%(年率)(「インデックス」)

4 ファンド概要

- () 当初発行価格 : 100.00ユーロ
- () 基準通貨 : ユーロ
- () クラス証券の通貨 : クラス証券の名称中の通貨
- () 受益証券の形態 : 累積型
- () 分配方針 : すべての収益は、「ファンド内で再投資」される。
- () 取引日 : 受益証券の申込みの場合、毎月最終営業日の5営業日前までに申込みの指図が受領されなければならない(評価時点は、当該月の最終営業日午後5時(ガーンジー時間))。

受益証券の買戻しの場合、前月最終営業日の5営業日前までに買戻しの指図が受領されなければならない(評価時点は、買戻しが行われる当該月最終営業日午後5時(ガーンジー時間))

- ()最低保有金額および取引単位：25,000ユーロまたは管理会社はその裁量で決定する金額
- ()決算日：毎年7月の最終営業日
- ()償却費用は、25,000米ドルまたは相当額を超えない。
- ()申込手数料：申込金額の最大3%の当初申込手数料を管理会社の裁量により課することができる。
- 年間手数料：管理報酬料率1.65%、受託報酬0.10%、呼値スプレッド0%、成功報酬は、インデックスの新規超過額の10%である。
- 投資先ターゲット・ポートフォリオについての追加報酬は、当該ターゲット・ポートフォリオのレベルで課される。

5 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融庁による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

投資顧問会社は、管理会社および受託会社と関係を有する団体の全額出資子会社である。

投資顧問会社は、ファンドの運用において専門的サービスを提供するために管理会社により選任され、クラスB規則、(管理会社と投資顧問会社との間で締結される)投資顧問契約中の投資ガイドライン、および後記の投資制限に従った全投資運用取引を一任ベースで行う権限を管理会社により授与されている。

6 投資制限

- ()ファンドは、選び抜かれたポートフォリオ・マネジャーが運用する確固たるミューチュアル・ファンドまたは会社(以下、各々を「ターゲット・ポートフォリオ」という。)の持分または株式を直接取得するが、その場合、各ターゲット・ポートフォリオは、通貨、確定日払証券、エクイティ、先物、オプション、ワラントその他適切と思料される商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。
- ()ファンドはまた、現金、現金等価物およびその他の短期金融商品を保有することができる。
- ()各評価時点において、ファンドの純資産総額の最低40%は、一月以内に買戻資金として利用可能であり、さらにファンドの純資産総額の40%は、三月以内に買戻資金として利用可能である。
- ()ユーロに対する通貨ヘッジ・バックを発効させることもさせないこともできる。
- スイスにおいてファンドが認可されたため、以下の投資制限がまた適用される。
- ()ファンドは、単一の投資先ファンドが発行する証券の20%を超えて購入または保有してはならない。
- ()一投資先ファンドに対する投資は、ファンドの純資産総額の20%を超えてはならない。
- ()ファンドは、主として他の投資先ファンドに投資する投資目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。

- ()ファンドは、同一の運用者により運用される投資ファンドに対して、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。
- ()ファンドは、(a)管理会社および/もしくは管理会社の関連会社により直接的もしくは間接的に運用される投資先ファンドまたは(b)管理会社と関係を有する投資先ファンドに、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。(b)項において、投資先ファンドがファンドおよび/または管理会社と次のような関連を有する会社により運用される場合、管理会社と関係を有することになる。すなわち、()共通の経営もしくは支配を通じて関連する場合、または()資本もしくは議決権の10%を超えて保有することにより関連する場合である。さらに、ファンドの純資産総額の30%を上限とする管理会社もしくはその関連会社により運用される投資先ファンドまたは関係を有する投資先ファンドに対する投資は、以下の条件に従って行われる。
- ファンドにより当該投資先ファンドに対して申込手数料または買戻手数料は支払われることがない。
- ユニ・フォリオ、管理会社または投資顧問会社が関係を有する当該投資先ファンドから「キック・バック」を受け取ることができない。
- 管理会社に対する管理報酬からは、関係を有する当該投資先ファンドがその資産運用または投資について受領する管理報酬相当分が減額され、いかなる場合も0.25%を超えることはない。
- ()ファンドは、ファンドの純資産総額の20%を超えて、受益証券または投資証券が証券取引所に上場されておらず、公開の規制ある市場において取引されていないクローズド・エンド型投資先ファンドに投資してはならない。
- (x)ファンドは、無限責任を負うこととなる投資を行ってはならない。
- (x)ファンドは、ワラントその他のファンド受益証券の引受権を発行してはならない。
- (x)ファンドは、不動産を取得してはならない。
- (x)ファンドは、第三者(他のファンドを含む。)のために貸付けまたは保証を行ってはならない。
- (x)ファンドは、商品、骨董品または美術品に投資してはならず、またこれらに投資する目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。ただし、投資先ファンドは、例外的な状況で限られた期間において、物理的な商品のポジションを取得せざるをえないことがある。
- (x)ファンドは、マネージド・アカウントに投資してはならない。ただし、「マネージド・アカウントを通じた投資」の項目に定める方法による場合はこの限りでない。
- (x)ファンドは、空売りを行ってはならない。ただし、ファンドが投資する投資先ファンドは空売りを実行することができる。
- 日本におけるHSBC ヨーロピアン・アドバンテージ・ファンドの認可の結果、以下の追加の投資制限が適用される。
- (x)管理会社により運用されているすべてのファンドのために、いずれか一投資ターゲットの発行済株式総数の50%またはいずれか一発行会社の議決権の総数の50%を超えて取得することはできない。この料率は、買付時点で計算することもまたは市場価格で計算することもできる。
- (x)各ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式または非上場株式などの流動性のない資産に投資することはできない。

(xx) 管理会社が、管理会社自身または各ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、各ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはユニ・フォリオの資産の運用の適正を害する取引は禁止されている。

7 ヘッジおよびデリバティブ取引に関する制限

ファンドは、通貨リスクに対するヘッジのみの目的でデリバティブ取引を利用することができる。ファンドは、投機目的でデリバティブ商品に投資してはならない。ファンドがデリバティブを利用する場合、これらの取引を実効化するための証拠金またはプレミアムの利用可能額は、ファンドの純資産総額の15%を超えてはならない。

8 借入制限

ファンドは、下記の場合、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。

- () 売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために1か月間、および買戻し資金調達のために3か月間
- () 投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%

9 買戻し制限

管理会社は、いかなる取引日においても買い戻されるファンドの受益証券の口数を、当該日の直前の発行済受益証券総口数の20%以下となるよう制限することができる。当該20%制限は、各個別のクラス受益証券についてではなく、ファンド全体について計算される。管理会社によるこの裁量権の行使により買い戻されなかったいかなる受益証券も、続いて買戻し通知が受領されたその他の受益証券に先行して、比例按分して買い戻される。

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、 リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- () 市場リスク(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)
- () 信用リスク(1)、(2)、(3)
- () 流動性リスク(1)、(2)、(3)
- () 集中リスク(1)、(2)
- () レバレッジ・リスク
- () HSBCグループ開示
- () 投資顧問会社および投資制限

上記リスク要因とその開示に加えて、ファンドは、一般により大きな投資リスクを伴うものであり、投資経験を有する投資家向けのものであることに留意すべきである。ファンドへの投資が、投資家の資産の大部分を形成するべきではない。

11 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資先ファンドは以下の通りである。

投資先ファンドの名称	Polar Capital European Forager Fund Limited
運用の基本方針	ファンドの投資目的は、株式市場の全般的状況に関係なく、各暦年に絶対リターンを獲得することである。ファンドは、欧州の小型株への集中的な投資により、かかる目的の達成に努める。さらに、ファンドは、空売りを利用して、リターンの拡大および絶対的なボラティリティの低減を図る。
投資対象	投資運用会社は、流動性が許す限り、価格形成に大きな歪みが生じている50から100の有価証券の組入銘柄を通じて、最適な形で目的が達成され则认为している。かかる投資機会は、投資アイデアの集結およびこれに続いて行われるファンダメンタルズなりサーチ手法での選別によるシステム化された過程を通じて、大規模なかつリサーチが行われている欧州小型株のセクターから、選別される。
投資運用会社	Polar Capital LLP

投資先ファンドの名称	Lansdowne UK Equity Fund Limited
運用の基本方針	ファンドの投資目的は、良好な絶対リターンを投資家に提供することである。
投資対象	ファンドは、幅広い範囲の商品に投資を行うための最大限の柔軟性を備えている。これらの金融商品は、上場および非上場の株式、その他の集団投資スキーム(オープン・エンド型またはクローズ・エンド型、上場または非上場で、借入れを行うこともある。)、オプション、ワラント、その他デリバティブ商品ならびに債券を含むが、これらに限られない。ファンドは、絶対的な見地によりまたは他の英国株式関連証券との比較で価格形成に歪みがあると判断される英国企業の株式または株式関連証券に主として投資することを目指している。
管理会社	Lansdowne Partners International Limited

投資先ファンドの名称	Meditor European Hedge Fund Limited
運用の基本方針	超過リスクを回避しつつ、ユーロ建てで長期的なマスター・ファンドの絶対トータル・リターンを最大化することである。
投資対象	欧州企業が発行する株式および株式連動証券に主として投資するが、それだけに投資するものではない。また、マスター・ファンドの投資目的、投資および借入制限ならびに取締役により課されるその他の規制に合致すると考えられる範囲で、金融デリバティブ、固定金利証券、変動金利証券、公募・私募証券、その他の証券および商品にも投資する。
管理会社	Meditor Group Limited

投資先ファンドの名称	The Alphagen Volantis Fund Limited
運用の基本方針	ファンドの主な投資目的は、時価総額が10億英ポンド以上の英国上場企業(全体で約2,000社)の証券を中心に、ロングおよびショートポジションを保有することにより、各クラスの通貨建てで元本成長の達成を目指すことである。また、ファンドは、アイルランド証券取引所の上場企業への投資機会も活用することを目指している。
投資対象	時価総額が10億英ポンド以上の英国上場企業(全体で約2,000社)の証券を中心とする。また、アイルランド証券取引所の上場企業への投資機会を活用する。
投資運用会社	Gartmore Investment Limited

投資先ファンドの名称	The Bluebay Value Recovery Fund Limited
運用の基本方針	ファンドおよびマスター・ファンドの投資方針は、主としてコーポレート・バリューおよびイベント・ドリブン戦略に投資することにより、優れたリスク調整済リターンを獲得することである。
投資対象	マスター・ファンドは、インカム、イベント・ドリブンおよび市場リスク戦略の3つを主要とする一連の戦略を通じて、その資産を投資する。 マスター・ファンドは、これらの戦略を実行するために、広く世界の金融商品に投資し、制限を課されることなく、公開または非公開の債務証券、ローン(法人、個人またはそれ以外)、売上債権、リース、資産担保証券、上場および非上場のエクイティ証券および債券、ならびに株式指数、さらにオプション、先物、スワップおよびその他デリバティブ(クレジット・デリバティブを含む。)のロングおよびショートのパポジションを構築することができる。
投資運用会社	BlueBay Asset Management plc

< 訂正後 >

別紙 C は削除される。

<訂正前>

別紙D

ファンド概要

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

(中略)

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- 市場リスク(1)、(2)、(4)、(5)、(6)
- 信用リスク(2)、(3)
- 流動性リスク(1)、(2)、(3)
- 集中リスク(1)、(2)
- レバレッジ・リスク
- 空売りリスク
- 新興市場リスク
- HSBCグループ開示
- 投資顧問会社および投資制限

(後略)

<訂正後>

別紙C

ファンド概要

HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

(中略)

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- 市場リスク(1)、(2)、(4)、(5)、(6)
- 信用リスク(2)、(3)
- 流動性リスク(1)、(2)、(3)
- 集中リスク(1)、(2)
- レバレッジ・リスク
- 空売りリスク
- 新興市場リスク
- HSBCグループ開示
- 投資顧問会社および投資制限
- スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

(後略)

<訂正前>

別紙E

ファンド概要

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

(中略)

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- ()市場リスク(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)
- ()信用リスク(1)、(2)、(3)
- ()流動性リスク(1)、(2)、(3)
- ()集中リスク(1)、(2)
- ()レバレッジ・リスク
- ()HSBCグループ開示
- ()投資顧問会社および投資制限

(後略)

<訂正後>

別紙D

ファンド概要

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

(中略)

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- ()市場リスク(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)
- ()信用リスク(1)、(2)、(3)
- ()流動性リスク(1)、(2)、(3)
- ()集中リスク(1)、(2)
- ()レバレッジ・リスク
- ()HSBCグループ開示
- ()投資顧問会社および投資制限

()スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

(後略)

<訂正前>

別紙E

定義

(中略)

「投資対象保有会社」	ファンドに関して、当該ファンドの投資資産の保有という特定目的のために設立された完全所有子会社をいう。
「適格投資家」	「適格投資家」の見出しのスキームの詳細を記載した項に記載された意味をもつ。
「ファンド」	ユニ・フォリオのサブ・ファンドをいい、信託証書に別段の記載がない限り、ユニ・フォリオのサブ・ファンドのすべてのクラスを含む。 (中略)
「ファンド証書」	各ファンドの設定に関する管理会社と受託会社間の信託証書の補遺をいう。
「HSBCグループ」	連合王国において設立された会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーの子会社または関連会社をいう。 (中略)
「投資適格」	スタンダード・アンド・プアーズによりBBB以上またはいずれかの公認の信用格付機関により同等の格付を付与された銘柄をいう。
「信託証書」	「リパブリック・ユニ・フォリオ」(現在は「HSBC ユニ・フォリオ」)の名称でアンブレラ型ユニット・トラストを設立するための1999年7月23日付信託証書をいう。 (後略)

<訂正後>

別紙E

定義

(中略)

「投資対象保有会社」	ファンドに関して、当該ファンドの投資資産の保有という特定目的のために設立された完全所有子会社をいう。
「デュー・デリジェンス」	様々なヘッジ・ファンドのマネジャーの運用体制、リソース、リスク要因、顧客サービス等を分析するため投資顧問会社により用いられる評価方法をいう。
「適格投資家」	「適格投資家」の見出しのスキームの詳細を記載した項に記載された意味をもつ。
「ユーロ」	単一の欧州通貨単位をいう。
「ファンド」	ユニ・フォリオのサブ・ファンドをいい、信託証書に別段の記載がない限り、ユニ・フォリオのサブ・ファンドのすべてのクラスを含む。 (中略)

「ファンド証券」	各ファンドの設定に関する管理会社と受託会社間の信託証券の補遺をいう。
「ヘッジ・ファンド」	ファンド・マネジャーが選択できる商品および戦略に関する高度な柔軟性を主な特徴とするオルタナティブ投資をいう。ヘッジ・ファンドはデリバティブ商品、空売りおよびレバレッジを頻繁に利用する。
「ハイ・ウォーターマーク」	従前の損失が全額回収された後の利益のみにつき成功報酬が支払われることを確保することが企図された費用計算方法をいう。
「HSBCグループ」	連合王国において設立された会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーの子会社または関連会社をいう。 (中略)
「投資適格」	スタンダード・アンド・プアーズによりBBB以上またはいずれかの公認の信用格付機関により同等の格付を付与された銘柄をいう。
「投資戦略」	ヘッジ・ファンドにより用いられる資産運用方法をいう。
「レバレッジ効果」	マーケット・エクスポージャーの引上げを目的とする金融商品資産の担保差入れを含む投資戦略をいう。先物およびオプション等のデリバティブの活用も、同様の効果を有する。
「ロング」	値上がりから利益を得る目的で金融資産を保有する投資家のポジションをいう。
「ショート」	より低い価格で買い戻し、これにより値下がりから利益を得る目的で借入資産を売却する投資家のポジションをいう。
「空売り」	より低い価格で買い戻し、これにより値下がりから利益を得ることを目的とする借入資産の売却をいう。
「信託証券」	「リパブリック・ユニ・フォリオ」(現在は「HSBC ユニ・フォリオ」)の名称でアンブレラ型ユニット・トラストを設立するための1999年7月23日付信託証券をいう。 (後略)

[前へ](#)